

## 2022年度 第1回町田市障がい者施策推進協議会 次第

2022年6月27日（月）18時30分～20時30分

町田市庁舎 2階 2-2会議室

### 【1】開会

### 【2】報告事項

(1) 2022年度の障がい者施策推進協議会の開催予定について

### 【3】議事

(1) 町田市障がい者プラン21-26（重点施策）2021年度実績について

(2) 障がい者差別解消条例制定に向けた検討体制について

### 【4】その他

### 【5】閉会

### 【資料】

資料1 障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員名簿

資料2 2022年度の協議会・部会開催予定

資料3-1 町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2021年度実績

資料3-2 計画の振返りに関する各部会からの意見（町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2021年度実績）

資料4 障がい者差別解消条例制定に向けた検討体制について

参考資料1 町田市障がい者地域生活支援拠点事業実施要領

参考資料2 町田市障がい者就労・生活支援センター等に関する調査

参考資料3 障がい者雇用に関する実態調査 調査項目

次回の協議会について

2022年度 第2回町田市障がい者施策推進協議会

日程：2022年9月20日 18：30～

## 町田市障がい者施策推進協議会委員名簿 (2022年6月時点)

	所属	役職	氏名
会長	学校法人 東洋英和女学院大学	名誉教授	石渡 和実
職務代理	元名社会福祉士事務所	所長	井上 光晴
委員	学校法人 法政大学	現代福祉学部 教授	佐藤 繭美
委員	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 准教授	谷内 孝行
委員	町田市医師会	理事	中川 種栄
委員	町田市歯科医師会	副会長	松崎 重憲
委員	まちされん	会長	小野 浩
委員	町田市社会福祉法人施設等連絡会	代表	森 公男
委員	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	常務理事	叶内 昌志
委員	南地域障がい者支援センター	センター長	菅 朋宏
委員	町田市障がい者 就労・生活支援センター Let's	生活支援コーディネーター	青山 信幸
委員	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会	理事長	堤 愛子
委員	町田市身体障害者福祉協会	会長	風間 博明
委員	町田市聴覚障害者協会	事務局 兼 会計	浅野 直樹
委員	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	土田 由紀子
委員	特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会	副会長理事	坂本 宣宏
委員	町田市民生委員児童委員協議会	代表会長	町野 眞里子
委員	町田商工会議所	事務局長 兼 企業支援部 部長	鈴木 悟
委員	東京都立町田の丘学園	主幹教諭	森山 知也
委員	町田公共職業安定所	所長	佐々木 暢

町田市 障がい福祉課 事務局職員名簿

所属・役職	氏名
地域福祉部 障がい福祉課 課長	金子 和彦
地域福祉部 障がい福祉課 担当課長	栗原 康二
地域福祉部 障がい福祉課 総務係 係長	山口 庸介
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 係長	松田 泰幸
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 係長	鈴木 崇之
地域福祉部 障がい福祉課 総務係 担当係長	藤田 信行
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	有田 和子
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	西森 晃
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	増田 謙一郎
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	阿部 勝也
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	磯村 章彦
地域福祉部 障がい福祉課 支援係 担当係長	藤川 亜衣
地域福祉部 障がい福祉課 福祉係 担当係長	樋口 杏奈

事務局担当者	
地域福祉部障がい福祉課 総務係	由谷
	福永
	森本

## 2022年度 町田市障がい者施策推進協議会の開催予定

	日時	内容(案)
第1回	6月27日	報告事項 ・2022年度障がい者施策推進協議会の開催予定について 議事 ・町田市障がい者プラン21-26(重点施策)の2021年度実績について ・障がい者差別解消条例制定に向けた検討体制について
第2回	9月頃	・町田市障がい者プラン21-26(障がい福祉事業計画)2021年度実績について ・2021年度障害者差別・虐待の状況報告 ・障がい者差別解消条例検討ワーキンググループからの進捗報告
第3回	11月～12月頃	・町田市障がい者プラン21-26(重点施策)2022年度上半期中間報告
第4回	2月頃	・各部会からの活動報告 ・障がい者差別解消条例検討ワーキンググループからの進捗報告

※ その他、各部会からの報告事項等があれば、随時協議会でも取り上げます。

## 2022年度の障がい者施策推進協議会及び各部会の開催予定

	障がい者施策推進協議会	障がい者計画部会	他の部会
2022年 4月			
5月		第1回(5/23) 町田市障がい者プラン21-26 (重点施策) 2021年度実績	第1回就労・生活支援部会(5/26) 町田市障がい者プラン21-26(重点施策) 2021年度実績  第1回相談支援部会(5/31) 町田市障がい者プラン21-26(重点施策) 2021年度実績
6月	第1回(6/27) 町田市障がい者プラン21-26(重点施策) 2021年度実績		
7月			
8月		第2回(予定) 町田市障がい者プラン21-26 (障がい福祉事業計画) 2021 年度実績	第2回相談支援部会(予定)
9月	第2回(予定) 町田市障がい者プラン21-26(障がい 福祉事業計画) 2021年度実績 虐待・差別 2021年度報告		第2回就労・生活支援部会(予定) 町田市障がい者プラン21-26(障がい福祉 事業計画) 2021年度実績
10月	委員任期満了(10月末)		
11月	第3回(予定) 委嘱式 町田市障がい者プラン21-26について		
12月		第3回(予定) 町田市障がい者プラン21-26 について	
2023年 1月			第3回相談支援部会(予定)
2月	第4回(予定) 差別解消条例について 各部会からの報告		第3回就労・生活支援部会(予定)
3月			

# 町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2021年度実績

町田市障がい者プラン21-26「第2章 町田市がとりくむこと」の「分野別の課題と施策」では、11の分野で「重点施策（実行プラン）」を定めています。  
この資料では、全20事業の2021年度の実績をまとめています。

## 評価基準

◎：目標以上進んでいる  
○：目標どおり進んでいる  
△：目標を下回っている

取組みを実施した事業のうち、新型コロナウイルスの影響が原因で目標値に到達しなかったものは評価を「○」としています。

## <実績まとめ>

ページ	事業	2021年度評価
1	1 小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	○
2	2 障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	◎
4	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	△
5	4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	○
7	5 重い障がいのある人が利用できるグループホームのあり方の検討	○
9	6 既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	△
10	7 障がいがある人の就労に関する実態調査	◎
12	8 障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	◎
14	9 相談支援体制の強化	○
15	10 課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	○
16	11 短期入所事業所の基盤整備	○
18	12 医療機関に対する障害者差別解消法の周知	○
19	13 手話通訳の普及促進	○
20	14 市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	○
21	15 サービス・支援機関等の情報提供事業	△
22	16 避難体制の充実	○
23	17 障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	○
24	18 行政窓口における意思疎通の環境整備	◎
25	19 理解促進研修・啓発事業	○
27	20 支援人材対策事業	○

重点施策 1	障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。	計画冊子 17ページ
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	
所管課	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課 (2021年度 オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課)	
事業概要	市内の小中学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンをおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
896人 (パラバドミントン 体験会参加予定人数)	1,000人	1,000人	1,000人

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	今年度のパラバドミントン体験会は、上半期に町田第一小学校と南第二小学校の2校、計166名に対して実施しました。 (当初11校から希望があったが、緊急事態宣言の影響で選手派遣ができず、選手派遣が可能な日程で希望していた2校のみ実施) 下半期も希望調査を行い、9月から3月の間で実施予定です。
	12月末時点	8月から12月末までにパラバドミントン体験会を、小川小学校、鶴川第二小学校、成瀬中央小学校、町田第三小学校の4校、計278名に対して実施します。 (成瀬中央小学校、町田第三小学校計126名については見込み数)
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	小学校5校でパラバドミントン体験会を実施予定です。	

実績報告			
2021年度	取り組み 内容	パラバドミントン体験会を、町田第一小学校、南第二小学校、小川小学校、鶴川第二小学校、町田第三小学校、成瀬中央小学校の6校で7回、計516名に対して実施しました。	
	取り組んだ ことによる 成果	東京2020パラリンピックが開催されたこともありパラスポーツに対する児童の関心が高く、選手のプレーを生で観てのリアクションや、体験会後の児童の声でも好意的な声が多くあがりました。 質疑応答では、障がいによって日常生活で不便に感じることについての質問が出るなど障がいに対する理解促進に繋がりました。	
	評価	○	【新型コロナの影響により評価○】実施を希望をしていたが新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった学校が7校あり、体験会参加人数は516名でした。 評価の理由 ※◎と△ のみ
	事業費	560,000円(委託費)	
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題	オンラインなどを活用した新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できる体制づくりと、パラリンピックで高まったパラスポーツへの興味関心を低下させずに維持・増進することが求められます。		
2022年度の取組み 内容・スケジュール	5月から小学校13校、計1,176名に対しパラバドミントン体験会を実施予定です。		

重点施策 2	障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。	計画冊子 18ページ
事業名	障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	
所管課	生涯学習部 生涯学習センター	
事業概要	障がいがある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がいがある人の生涯学習を推進します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	10月から12月までに全6回の聴覚障がいに関する学習講座を開催予定で、既に10名から応募があります。 学習成果については、3回目と6回目の講義でグループワークを行い、グループごとに発表の場を設ける予定です。
	12月末時点	定員30名のところ、32名で開始し、手話ができる、できないに留まらず、要約筆記が必要なる者、小学生と祖父、高校生と親、大学生、就労世代、全盲、肢体不自由など多様な個性を持つ方が参加しています。グループ毎の学習成果発表のため、ゼルビアの試合観戦、町田におけるろう者の歴史、防災などの素材を通し、参加者それぞれが配慮し合うことでコミュニケーションしています。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	障がいのある人の生涯学習を推進するため、講座修了者のサークル化に向けた取り組みを行います。来年度の視覚障がいに関する学習講座開催に向けた準備を行います。	

実績報告			
2021年度	取り組み内容	聴覚障がいに関する学習講座「きこえないとともに暮らす」を10月から12月まで全6回にわたり開催。定員30名のところ、32名が参加。障害の有無にかかわらず、要約筆記が必要なる者、小学生の孫と祖父、高校生と親、大学生、就労世代、全盲、肢体不自由など多様な個性を持つ方々が参加しました。ゼルビアの試合観戦や、町田におけるろう者の歴史、防災等に関する話を素材とし、グループに分かれ活発に意見交換、発表を行いました。	
	取り組んだことによる成果	初回から、障がいのある人・ない人、手話ができる人・できない人らが混在するグループで活動したため、皆が自然と助け合い、工夫しながらお互いを理解しようとする様子がうかがえました。その結果、交流が深まり、講座終了後に一部の受講者らでサークルを設立。支援する側・される側という区別なく、フラットな関係で、定期的に活動を続けています。	
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ 企画段階で当事者から「障がいのあるなしにかかわらず、交流を深め、お互い理解を深めることが一番大切」との意見をもとに、可能なかぎりその希望に沿うように実施しました。予想以上にバリアフリーな講座になり、継続的な学びの場となる修了者サークルの設立にもつながりました。
	事業費	70,000円（講師謝礼）	
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		受講者の募集が一番の課題。従来センター事業の広報では、障がいのある人に情報は行きわたらず、2021年度は周辺のろう学校、大学、手話サークルなどに出向いて周知を図りました。22年度も早めにプログラムを確定し、広報を始めたいと思います。視覚障がい者を対象にするため、チラシ作成にも配慮が必要になります。	
2022年度 of 取り組み内容・スケジュール		障がいのある人のための講座の第二弾として、視覚障がいに関する講座を9月開講、全6回で実施します。今回も障がいのあるなしにかかわらず受講者を募集し、グループ活動、意見交換、発表の時間を大切に、相互の理解、交流が深まるよう配慮します。視覚障がい者向けのスマホアプリの紹介やスティックボールの体験などをプログラムに組み込む予定です。	

重点施策 3	地域生活支援拠点等の整備および充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。	計画冊子 24ページ
事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①未設置 ②-	①地域生活支援 拠点等の設置 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上

中間報告		
2021年度の 取り組み 状況	7月時点	相談支援部会において、「地域の体制づくり」と「緊急時の受入れ・対応」について検討しています。後者については「緊急時の対応を未然に防ぐ相談機関の役割やツールの開発」について議論しています。
	12月末時点	相談支援部会において、「地域の体制づくり」と「緊急時の受入れ・対応」について検討しています。前者については、計画相談支援事業所連絡会への委員の参加など連携の在り方を探っています。後者については「緊急時のクライシスを未然に防ぐツール」について具体的な検討を行っています。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	1月に相談支援部会を開催し、「地域の体制づくり」と「緊急時の受入れ・対応」について検討を深めます。地域生活支援拠点の運用に向けて具体的な体制を検討します。	

実績報告				
2021年度	取り組み 内容	相談支援部会において、「地域の体制づくり」と「緊急時の受入れ・対応」について検討しました。		
	取り組んだ ことによる 成果	「地域の体制づくり」では、相談支援部会員が参加する会議体（支援センターネットワーク会議、支援センター連絡会、相談支援事業者連絡会等）の内容について情報共有して課題を確認しました。「緊急時の受入れ・対応」については、「緊急時の対応を未然に防ぐ相談機関の役割やツールの開発」として、「緊急時予防・対応プラン」フォーマット案を作成しました。「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定しました。		
	評価	△	評価の理由 ※◎と△ のみ	地域生活支援拠点の事業所指定は2022年度に行う予定です。
	事業費	-		
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題		相談支援部会で、市内の障がい者支援センター、各事業所等で課題になっていることを、収集・集約します。「緊急時予防・対応プラン」をブラッシュアップする必要があります。		
2022年度の取組み 内容・スケジュール		相談支援部会で、市内の障がい者支援センター、各事業所等で課題になっていることを、収集・集約します。「緊急時予防・対応プラン」をブラッシュアップします。地域生活支援拠点の事業所を指定します。		

重点施策 4	保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。	計画冊子 24ページ
事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。 会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による会議体の設置	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	町田市地域精神保健福祉連絡協議会にて、夏の本会議（書面会議）と、「保健所部会」と「障がい福祉部会」の2つの専門部会を実施します。10月に障がい福祉部会、1月に保健所部会を実施予定です。本会議は保健所の主催、専門部会は、障がい福祉課と保健所それぞれが主催となっています。専門部会には、相談支援事業所や障がい者支援センターが参加します。 2022年度には、障がい福祉部会を2回開催できるよう計画を立てています。
	12月末時点	本会議は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築にむけた協議の場として、また、具体的に「保健所部会」で精神症状の急性憎悪等により危機的な状況に陥った患者の受診支援について、「障がい福祉部会」で精神科病院入院者の地域移行推進に向けた支援体制について検討することに対しての意見を集約しました。10月の障がい福祉部会では、市内の精神科入院病床のある病院の相談室、訪問看護事業所、障がい者支援センター、相談支援事業所等が地域移行の現状と課題を共有しました。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	1月に「保健所部会」を開催予定です。 「障がい福祉部会」のその後として、病院訪問をし、病院と地域の支援者の顔の見える関係作りを始めます。	

実績報告				
2021年度	取り組み内容	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場として町田市地域精神保健福祉連絡協議会で協議しました。専門部会の「障がい福祉部会」では「精神科病院入院者の地域移行推進に向けた支援体制の検討」について協議を行いました。また、「保健所部会」では「精神症状の急性憎悪等により危機的な状況に陥った患者の受診支援」について、現状と課題を共有しました。		
	取り組んだことによる成果	町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整えました。地域移行については、入院者も家族も地域移行をイメージしにくい、病院側にグループホームや地域の情報が少ない、地域としては早い段階からチームで支援したい等の課題が出されました。これらの課題解決に向け、病院と地域の支援者が顔の見える関係を作ることが必要となりました。そこで、取り組めることを探るために一病院を訪問し、病院の現状を共有しました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	123,400円（委員報酬）		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		コロナ禍で本会議が書面開催、保健所部会もリモート開催でした。精神科病院訪問や、入院者との面談も困難な時期が多く、どのように顔の見える関係づくりをしていくかが課題です。		
2022年度の取り組み内容・スケジュール		2021年度の専門部会の内容を踏まえ、本会議および保健所部会と障がい福祉部会で協議を継続していきます。		

重点施策 5	グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。 特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。	計画冊子 25ページ
事業名	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討（会議の実施）	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	重い障がいがある人の利用や高齢化を含めた多様なニーズに対応し、町田市内にグループホームを計画的に整備していくための検討をおこないます。 町田市だけでなく、市内・市外の事業者や障がい者支援センター等と連携し、当事者のニーズ把握や事例等の収集をおこないつつながら検討を進めます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体の設置に関する 検討	グループホームのあり方 の検討	検討に基づいた施策の 実施

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	会議体は、事業所連絡会の開催や事業者集団指導の場を活用する方向で検討しています。
	12月末時点	<p>事業所連絡会や事業者集団指導は、検討を行う場としては事業者の範囲が広い ため、支援に精通した事業者等による別の会議体を設ける方向で検討して います。</p> <p>次年度の検討に向けた取組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム事業者へのアンケート</li> <li>・アンケート結果をふまえ、支援に力を入れている事業者等による会議 等の案があがっています。</li> </ul> <p>なお、集団指導の場は、市内の全グループホームに支援力向上を啓発するた めに、将来的に活用していくことも考えられます。</p> <p>障がい者支援センターには、不足するグループホームの具体的事例について アンケートを実施したほか、月次の連絡会にて市内グループホームの利用状 況を共有しています。</p> <p>その他、グループホームの開設・増設等については、市のニーズを事業者 に理解いただくためホームページ上にて案内するほか、開設前に市が運営内容 を細かくチェックするための独自のシートを設けます。</p>
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	会議体の具体的な構成や検討内容、会議回数について決定します。	

実績報告				
2021年度	取り組み内容	<p>会議体として、既存の集まりの場の活用や、新たな検討の場の設置について検討しました。 グループホームの状況を確認するほか、他市の取組事例について研究しました。 町田市でニーズがあるグループホームの具体像を整理し、事業者向けの案内をホームページに掲載しました。障がい者支援センターとは、市内のグループホームの利用状況について情報共有・課題等の把握を行いました。</p>		
	取り組んだことによる成果	<p>会議体は、現場の意見を吸い上げる場として、2022年度にヒアリング及び意見交換会を行う方向としました。</p> <p>障がい者支援センターからの情報をふまえた上で、町田市でニーズがあるグループホームの具体像を整理し、広く案内を行いました。 ＜不足しているグループホームの対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1,2級、愛の手帳1,2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人</li> <li>・車いすを利用している人、肢体不自由により食事・トイレ・入浴・移乗等に介助が必要な人、医療的ケアを必要とする人</li> <li>・強度行動障がい、またはこれに準ずる障がいがあり生活全般で特に配慮が必要な人</li> </ul>		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		経営上の課題、設備やノウハウ等の課題について、具体的な実態の把握が必要です。		
2022年度 of 取り組み内容・スケジュール		6月までの間に重度対応の実績のある事業所にヒアリングを行い、その後、意見交換会を開催します。		

重点施策 6	市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。	計画冊子 32ページ
事業名	既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	既存の事業所の活用により、重い障がいがある人の日中活動の場の確保を進めていきます。具体的には、①重い障がいがある人を受け入れている日中活動系事業所の事例を収集し、好事例集としてまとめ、市内事業所への共有や新たな事業所の参入を促進するツールとしての活用をおこないます。また、②特に重い障がいがある人を対象とした事業所への支援施策のあり方を検討します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	①好事例の収集 ②事業所の運営課題の把握	①好事例集の活用に向けた検討 ②事業所の運営課題の分析	①好事例集の活用 ②事業所支援のあり方の検討

中間報告		
2021年度の取り組み状況	7月時点	好事例の収集方法、事業所の運営課題の把握方法等について検討中です。
	12月末時点	好事例集については、広く情報を集めながら、事例集に掲載する対象について、また、より詳細な情報掲載のための事例の収集方法について検討しています。事業所の運営課題の把握については、事業所へのヒアリングを行う方向で検討しています。
2022年1月～3月の取り組み内容・スケジュール	①2022年 1月 方向性の決定 1～3月 事例の収集 ②2022年 1～2月 事業所へのヒアリング（予定） 事例集の作成は2022年度を予定しています。	

実績報告				
2021年度	取り組み内容	市内の生活介護施設を訪問し、重い障がいがある人の支援方法や内容を聴き取る予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況が収まらず、年度内の訪問は見送りしました。予定している聞き取りで得られる課題の活かし方について、方向性を整理しました。また、活動の場の確保・維持に関連して、市が家賃補助を行っている市内29事業所にアンケートを行いました。各施設の運営状況や新型コロナウイルスの影響を把握し、その結果を各事業所と共有する場を設けました。		
	取り組んだことによる成果	好事例の収集や運営課題の把握は完了しませんでした。どのような事例が事業者にとって役立つものになるのか、事例集のイメージ等について研究を行いました。		
	評価	△	評価の理由 ※◎と△のみ	障がい福祉施設で相次いでコロナ感染報告があったほか、事例収集については継続検討となったため、年度内の訪問を見送りしました。
	事業費	—		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		既存の通所施設の利用・受入れ状況の実態を改めて整理し、事例集や課題把握の狙いをより明確にする必要があります。その上で、重い障がいがある人の受入れの方法について好事例をまとめ、他の事業所への周知や課題分析を行っていきます。		
2022年度の取り組み内容・スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期 現状・課題の整理、事業所訪問、事例集作成</li> <li>・下半期 事例集の活用方法検討・課題分析</li> </ul>		

重点施策 7	障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。	計画冊子 33ページ
事業名	障がいがある人の就労に関する実態調査	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	実態調査（2019年度・暮らしの状況・生活の困り事に関する調査）では、障害福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいがある人が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。そこで、障がいがある人と企業や公的機関に対して障がい者雇用に関する調査をおこない、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	調査内容検討	調査実施・分析	調査結果の活用

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	5月の就労・生活支援部会にて、規模・方法の協議を行いました。9月と11～12月にワーキンググループにて項目を検討予定です。
	12月末時点	ワーキングを2回を開催し、調査の対象や方法、項目を検討しました。（9月30日、12月23日） ①センター利用者調査 就労・生活支援センター「りんく」「レッツ」、就労支援センター「らいむ」の利用者のうち約500名に対し郵送及びweb調査を行い、不足している支援及びセンターならではのニーズを明らかにします。調査項目や対象者の詳細については検討中です。 ②企業調査 市内企業等約70社に対しweb調査を行い、障がい者雇用における好事例、工夫、課題を明らかにします。web調査結果をもとに、好事例の企業3社程度にヒアリングを実施します。調査項目や対象者の詳細については検討中です。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	①ワーキングにおける検討結果をまとめ、仮案とします。 ②2月の就労・生活支援部会にて協議します。 ③4月の第3回ワーキングに向けて、部会での意見をもとに仮案を調整していきます。（調査は2022年6月頃実施予定）	

実績報告				
2021年度	取り組み内容	<p>実態調査を行うために、就労・生活支援部会2回、調査ワーキング2回を開催し、検討を行いました。</p> <p>調査では、就労・生活支援センター等の利用者約550人と、市内に本社があり労働者数100人以上の企業約90社を対象とすることとしました。</p> <p>センター利用者調査は、支援のニーズやセンターに関する意見を吸い上げる内容とし、回答しやすく、分かりやすい設問となるよう調整しました。企業調査はハローワーク町田と協働で実施することとし、市内企業の実情に対応した設問となるよう調整しました。</p>		
	取り組んだことによる成果	<p>調査項目・文章表現については、当事者や支援機関の実情をふまえた意見を取り入れることができました。調査対象者や調査方法（センター利用者調査は郵送・ウェブ併用、企業調査はウェブ調査とし、企業は好事例3社程度に追加ヒアリング）、調査内容について、大部分の検討を完了しました。</p>		
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ	<p>検討に当たっては、就労・生活支援部会の中でワーキングを実施し、重点的に協議することができました。また、企業調査をハローワーク町田との共同実施とすることができました。</p>
	事業費	—		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>センター利用者調査については、利用者が回答しやすい内容となっているか、最終的な精査が必要です。</li> <li>企業調査については、追加で行うヒアリング調査の内容を検討する必要があります。</li> </ul>		
2022年度 of 取り組み内容・スケジュール		<p>4月 第3回ワーキング 調査内容最終調整</p> <p>6月中旬～7月末 調査実施</p> <p>8～9月 集計、速報値報告</p> <p>10～11月 企業追加調査（ヒアリング）、集計・分析</p> <p>1月 調査報告書完成</p> <p>2月 結果報告・意見交換</p>		

重点施策 8	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。	計画冊子 33ページ
事業名	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援をおこなっています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などをおこない、支援力の向上を目指します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	会議体制の検討	会議1回	会議2回

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	2020年度に実施した、就労移行・定着支援事業所、就労・生活支援センター、町田市による連絡会をふまえ、類似の形態での実施を検討中です。
	12月末時点	2020年度に実施した連絡会を基本に、町田市、就労・生活支援センターりんく・レッツ、就労支援センターらいむ、就労移行・定着支援事業所、障がい者支援センターによる連絡会とする予定です。今後は、会議のテーマに合わせて、必要に応じてハローワークや学校、企業等に参加いただくことも検討しています。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール		2021年1月に連絡会を開催する予定です。2020年度に作成した、就労・生活支援センター等と就労移行・定着支援事業所が使用する「引継ぎシート」※に関して、使用状況や今後の活用についての意見交換、また、シート以外の連携として主に生活面の課題についての意見交換を行います。  ※引継ぎシート・・・これまでの支援の経過や本人の状況・職業的課題などの情報を引き継ぐための共通のシート。

実績報告				
2021年度	取り組み内容	3月15日にオンラインにて「一般就労に関する支援機関連絡会」を開催し、障がい者就労・生活支援センターりんく・レッツ、就労支援センターらいむ、就労移行・定着支援事業所11箇所、障がい者支援センター3箇所が参加しました。 障がい者就労・生活支援センターと就労移行支援事業所間で使用した引継ぎシートの事例紹介とともに、りんく、レッツ、らいむを中心としたグループディスカッションを実施し、支援における困り事や対応方法等を事業所同士で共有しました。		
	取り組んだことによる成果	「一般就労に関する支援機関連絡会」の会議体制を確立することができました。 参加者アンケートでは、「異なる支援機関と情報共有ができ有意義だった」等の意見が得られました。 その他、生活支援や就労の基盤づくりの課題として、計画相談、デイケアや就労継続支援、自立訓練等のサービスとの連携の必要性について意見があげられました。		
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△のみ	会議を1回実施することができました。
	事業費	—		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		就労定着支援事業所等から障がい者就労・生活支援センター等への支援の引継ぎは増加しており、今後の支援のあり方を検討する必要があります。 また、参加者アンケートでは、意見交換をしたい他機関（他サービスやハローワーク、企業、医療機関等）や希望するテーマ（事例検討や企業との情報交換等）について意見があったため、2022年度の内容を検討するにあたり参考にしていきます。		
2022年度 of 取り組み内容・スケジュール		毎月実施している「障がい者就労・生活支援センター連絡会」の中で、2022年度の開催時期や内容を検討します。 センター連絡会で2021年度の振り返りを行った後、必要に応じて他の機関も参加いただくための調整等を行います。		

重点施策 9	障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 40ページ
事業名	相談支援体制の強化	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図ります。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回

中間報告		
2021年度の取り組み状況	7月時点	6月25日に研修会を開催しました。社会福祉法人の運営を行っている大学教授を講師に招き、相談支援従事者としてのあり方（伴走型支援）について学習しました。
	12月末時点	11月26日にリモートで事例検討とグループワークの研修を開催しました。（精神障がいと児童の2事例）
2022年1月～3月の取り組み内容・スケジュール	1月28日にリモートで事例検討とグループワークの研修を開催する予定です。（知的障がいと身体障がいの2事例）	

実績報告			
2021年度	取り組み内容	年3回の連絡会を開催しました。1回目は研修会で地域共生社会にむけた包括的支援についてグループワークを交えて学習しました。2回目3回目は2事例ずつ事例検討を通しグループワークで相談支援について話し合いました。（精神障がい、児童、知的障がい、身体障がいの4事例）	
	取り組んだことによる成果	今まで支援したことがない障がい種別の相談事例を共有することで、相談の幅が広がりました。グループワークからいろいろな視点をもった発表がなされ、事例提供事業所の相談力向上になりました。またリモートではありましたが、障がい者支援センターを含む各事業所がグループワークで有益な情報交換をすることができました。参加者アンケートでは、全ての回答者が「大変満足」「満足」と評価しており、「意見交換により新しい見方が感じられた」「普段接することのない事業所の意見を聞き、今後の業務に活用したいと思った」等の意見も寄せられました。	
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ
	事業費	—	
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題	コロナ禍でリモート開催となり、利便性は向上しましたが、実際に会って話をすることの良さもあります。当面はリモートの継続となりますが、事業者が情報共有しやすい環境作りが課題です。		
2022年度の取り組み内容・スケジュール	年3回の連絡会を開催予定です。1回目は6月に開催します。		

重点施策 10	課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。	計画冊子 41ページ
事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課（2021年度 ひかり療育園）	
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家族が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。 事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といったとりくみについて、段階的・継続的におこなっていくこととなります。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討 ②ー	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

中間報告		
2021年度の取り組み状況	7月時点	障害福祉サービス等の未申請者・未利用者に対する調査方法を検討中です。
	12月末時点	対象者を具体的に絞り込む方法として、障害者手帳所持者のうち、障害福祉サービス等の未申請者・未利用者で、かつ市の手続き等による接点がない人のデータの算出を進めています。 また、その人たちのニーズを探る方策については、電話か郵送か、等について検討しています。
2022年1月～3月の取り組み内容・スケジュール	引き続き、障害福祉サービス等の未申請者・未利用者を把握する方法を確立し、具体的な調査方法を検討します。	

実績報告			
2021年度	取り組み内容	孤立障がい者の調査対象者、調査方法、調査項目などについての検討会議を4回実施しました。	
	取り組んだことによる成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象者を19歳～64歳以下の3障害手帳取得の情報から障がい福祉サービスの未申請書・未利用者を対象とする予定です。</li> <li>2022年度から、愛の手帳取得者から調査を実施する予定です。</li> <li>調査方法は、電話調査を行い状況に応じて訪問調査を実施する予定です。</li> </ul>	
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ
	事業費	—	
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題	対象者の範囲は今後も関係機関などと検討する必要があります。		
2022年度の取り組み内容・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度上期は、調査対象者、調査内容を明確にする予定です。</li> <li>2022年度下期は、電話調査と訪問調査を実施する予定です。</li> </ul>		

重点施策 11	障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。	計画冊子 46ページ
事業名	短期入所事業所の基盤整備	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。前計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設開設相談時における開設促進	実施	実施	実施・検証

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	地域別での充足状況や、市内短期入所の稼働状況の確認を行う予定です。現時点で短期入所の開設相談はありません。
	12月末時点	<p>地域別での充足状況や、市内短期入所の稼働状況について確認しました。</p> <p>&lt;短期入所の支給決定者数と事業所数&gt; 堺地域で約130人、忠生・鶴川・町田・南地域で各250人前後となっています。市内の短期入所事業所は、忠生地域10件、鶴川地域3件、町田地域2件、南地域5件の計20件で、定員総数は52人+空床です。</p> <p>&lt;各事業所の現状&gt; 利用者の居住地は、ほぼ市内である事業所が多いものの、市外の利用者を一定数受け入れている事業所も数件あります。 稼働状況は、ほぼ埋まっている・または毎日利用がある事業所が多い一方で、ほぼ利用がない事業所もありました。理由として、新型コロナウイルスによる利用控えの他、職員配置の課題で受け入れが困難、グループホームに入居でき短期入所を使わなくなった、等があげられます。 各事業所では、利用を控えていた人への声かけ、ホームページで空室状況の案内、利用者にメール通知、法人内の他事業所への情報共有、パンフレット配布などを実施しているとのことです。</p> <p>上記の他、地域別・区分別での市民利用状況を分析します。</p>
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール		事業所の状況をふまえ、障がい者支援センターから利用者のニーズについて情報を得る予定です。現時点で短期入所の開設相談はありませんが、他サービスの開設相談があった際には、開設勧奨を行っていきます。

実績報告			
2021年度	取り組み内容	<p>短期入所の開設相談はありませんでしたが、グループホーム等、他サービスの開設相談があった際に、短期入所の開設促進を行いました。</p> <p>市内短期入所事業所、障がい者支援センター、子ども発達センターに、現状と課題等について聞き取りを行いました。</p> <p>利用状況の分析については、2019年度の利用実績をもとに、地域別・支援区分・障害手帳種別・年齢・男女、等の情報をデジタル化したデータを作成しました。</p>	
	取り組んだことによる成果	<p>障害支援区分5・6の支援量が高い方の利用が58%と多く、障害者手帳では愛の手帳所持者、重症心身障がい等の重複障がいがある人が9割の利用となっています。また、児童の支給数が伸びていることがわかりました。</p> <p>障がい者支援センターや子ども発達センターに短期入所利用相談の実態について聞き取るとともに、市内の短期入所事業所にコロナ前後の稼働状況について聞き取りを行いました。その結果、利用者側の短期入所利用に関する認識の差や、事業所によって利用状況が大きく異なることなどがわかりました。</p> <p>2021年度中の短期入所事業所の新規開設はありませんでした。</p>	
	評価	○	<p>評価の理由</p> <p>※◎と△のみ</p>
	事業費	—	
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題	<p>近年、新規に開設した事業所がある一方で閉所した事業所も見られます。稼働率が高い事業所、低い事業所それぞれにおいて、独自の取り組みや原因の詳細を把握することが必要です。</p>		
2022年度の取り組み内容・スケジュール	<p>他サービスの開設相談があった際には、引き続き、短期入所の開設促進に取り組めます。また、開設促進を目的とした事業者向けの案内についても検討を行います。</p> <p>障がい者支援センターにおける相談や利用の状況を適宜聞き取り、情報の整理をしながら開設促進を継続していきます。</p>		

重点施策 12	障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などをおこない、合理的配慮などの協力を求めます。	計画冊子 48ページ
事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知	
所管課	保健所 保健総務課	
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めていきます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	立入検査の際に厚労省作成の医療機関向け好事例集を活用して説明を行っています。診療所12件、施術所5件に実施済みです。
	12月時点	医療機関への立入検査の際に厚労省作成の医療機関向け合理的配慮事例集のパンフレットを活用して説明を行っています。 (見込み数) 診療所28件、助産所1件、施術所12件
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	引き続き、医療機関への立入検査の機会を利用し、配布物を活用した法に基づく合理的配慮への理解を求めていきます。	

実績報告			
2021年度	取り組み 内容	診療所39件、助産所1件、施術所15件に対し、厚生労働所「平成29年度障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、パンフレットに掲載されている“配慮のエピソード”の一例を紹介しながら合理的配慮への理解を求めました。(例えば「肢体不自由の方に対し、受付係員がカウンターの外に出て対応」や「視覚障害のある方に対し、事務職員が代わりに記入」等)	
	取り組んだ ことによる 成果	保健所の説明に対し、医療機関側からの質問等は特段ありませんが、医療機関の反応から、一定の理解は得られているものと認識しています。	
	評価	○	評価の理由 ※◎と△ のみ
	事業費	—	
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題		法の目的や主旨に関する説明が記載されたA4版1枚程度の簡単なパンフレットがあるとより周知がしやすいですが、立入検査には時間的な制約もあり、現状以上の対応を行うのは難しい状況です。引き続き医療機関の理解が得られるよう、丁寧な説明を心掛けたいと思います。	
2022年度の取組み 内容・スケジュール		引き続き、医療機関への立入検査の機会を利用し、配布物を活用した法に基づく合理的配慮への理解を求めていきます。	

重点施策 13	市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。	計画冊子 52ページ
事業名	手話通訳の普及促進	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	2018年に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」により、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市から各事業者に対し、手話通訳者の設置を要請しています。これまで要請の対象を警察や裁判所、学校、病院など人権や生命にかかわる機関に限定していましたが、金融機関、商業施設などにも範囲を広げ手話通訳者の設置を要請していきます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一部の機関に実施	範囲を広げて実施	継続実施	継続実施

中間報告		
2021年度の取り組み状況	7月時点	設置要請の拡大に伴う対象範囲について調整中です。
	12月末時点	12月末時点で5件対応事例がありました。 【対応事例】 ● 債権回収に当たり債務者がろう者のため通訳者を派遣してほしいと裁判所から依頼。 ● 通学している学校の授業に通訳者を派遣してほしいと障がい当事者様から依頼。 ● 勤務先の福利厚生や人事考課などに関する事で会社側と面談をするので通訳者を派遣してほしいと障がい当事者様から依頼。  それぞれ裁判所や学校、勤務先に情報保障をする義務があることを伝えました。
2022年1月～3月の取り組み内容・スケジュール	今後も事業者側に合理的配慮の義務があるものに関しては、事業者側で情報保障を行ってほしい旨の案内をしていきます。	

実績報告				
2021年度	取り組み内容	各事業者や依頼者から5件の派遣依頼の相談があったため、東京都の差別解消条例の主旨や内容を伝え、各事業者に情報保障の義務があることを理解していただけるよう説明しました。		
	取り組んだことによる成果	各事業者や依頼者には東京都の差別解消条例の主旨や内容を伝えるとともに、内容や状況によって筆談やUDトーク、耳の聞こえない方との連絡方法として電話リレーサービス等についても情報保障の手段となることを案内することで、聴覚障がいがある方のより様々な場所での円滑なコミュニケーションの確保を図りました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題	情報保障として、手話通訳者の派遣だけでなく筆談やUDトーク等のツールがあることについて理解が広がっていないため、より周知を図っていきます。			
2022年度の取り組み内容・スケジュール	今後も事業者側に合理的配慮の義務があるものに関しては、事業者側で情報保障を行ってほしい旨の案内をしていきます。			

重点施策 14	発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいがある人が情報を取得しやすくなるようとりくみます。	計画冊子 53ページ
事業名	市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	
所管課	地域福祉部 福祉総務課	
事業概要	だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、さらなる職員の意識醸成を図ります。また、本取組を通じて、市民等に「情報発信のバリアフリー化」のとりくみを広く情報提供できるよう検討をすすめます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職員への周知	職員への周知を促進	職員への周知を促進・ 市民等への本取組の 情報提供方法を検討	職員への周知を促進・ 市民等への本取組の 情報提供を実施

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	全庁掲示板（町田市役所全職員が閲覧する電子掲示板）への掲載を行う予定です。
	12月末時点	4月の新規採用職員研修において、情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインを説明し、意識醸成を図りました。また、12月の障害者週間における障がい福祉課の取組に合わせ、全庁掲示板に「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を掲載し、文書作成時の配慮事項について周知しました。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	2021年度の目標の一つである「市民等への本取組の情報提供方法を検討」に向け、情報収集等の準備を始めます。	

実績報告				
2021年度	取り組み 内容	4月の新規採用職員研修において、情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインを説明しました。加えて、障害者週間（12月）の障がい福祉課の取組に合わせ、全庁掲示板で「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を周知しました。「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を最新の情報（近年普及しているユニボイスや新しいピクトグラム等の追加等）に更新しました。		
	取り組んだ ことによる 成果	新たに職員となる者に、市職員として各々が情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組む意識醸成を図ることができました。また、全庁掲示板を活用することで、全職員に文書作成時の配慮事項等を再認識する機会を設けることができました。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△ のみ	
	事業費	-		
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題		これまで「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」に係る周知・啓発について、市職員向けに取り組んできましたが、改正障害者差別解消法（令和3年6月4日公布）により、事業者による合理的配慮の提供が義務化となり、新たに事業者に対する周知・啓発も求められています。		
2022年度の取組み 内容・スケジュール		上記、改正障害者差別解消法の施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令に定める日としており、同法施行に向けて、事業者を対象とした「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」の作成等を検討します。		

重点施策 15	障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。	計画冊子 53ページ
事業名	サービス・支援機関等の情報提供事業	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がい福祉課での手続きの際に、利用可能なサービスや支援機関等の案内を配布します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
限定的な実施	対象者拡大の検討・実施	継続実施	継続実施

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	窓口での申請の際にサービスや相談機関の案内をすることを検討中です。
	12月末時点	窓口での申請の際にサービスや相談機関の案内をする具体的な方法や内容について検討しています。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	窓口での申請時に限定した方法・内容による案内を行います。	

実績報告				
2021年度	取り組み 内容	情報の取得が困難な精神障がいがある人を対象とした障害福祉サービスの案内や地域障がい者支援センターの周知のチラシについて、内容と配布方法を検討しました。チラシ案を作成し検討しましたが、完成には至っていません。		
	取り組んだ ことによる 成果	障害福祉サービスについて、精神障がいがある人が理解しやすい表現方法を研究する必要があるということが課題となり、継続検討となっています。		
	評価	△	評価の理由 ※◎と△ のみ	情報提供を実際に行うところまで至りませんでした。
	事業費	—		
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題		障害福祉サービスについて、特に精神障がいがある人へ周知していく必要があります。精神障がいがある人が理解しやすい表現方法を研究します。		
2022年度の取組み 内容・スケジュール		これまでの検討を踏まえ、引き続き検討し、2022年秋に配布を開始する予定です。		

重点施策 16	障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。	計画冊子 58ページ
事業名	避難体制の充実	
所管課	防災安全部 防災課	
事業概要	2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっています。避難施設開設数や配置を見直し、一般の避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がいがある人の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実にとりくみます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

中間報告		
2021年度の取り組み状況	7月時点	地域との連絡会を経て8月頃を目途に随時、改定を行っていく予定です。
	12月末時点	2021年7月に、町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル及び町田市避難施設感染症防止対策マニュアルをバージョンアップしました。
2022年1月～3月の取り組み内容・スケジュール	町田市ホームページ及び各種訓練等の機会を活用し、周知につとめると共に、今後のバージョンアップに向けた、情報収集を行います。	

実績報告			
2021年度	取り組み内容	町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル及び町田市避難施設感染症防止対策マニュアルを更新し、要配慮者の滞在スペースの設置を説明・図示したことに加え、全71避難施設において当該マニュアルに基づき、施設管理者と協議し具体的な要配慮者の滞在スペースについて定め、避難施設データベースにまとめました。	
	取り組んだことによる成果	町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル及び町田市避難施設感染症防止対策マニュアルや具体的な要配慮者の滞在スペースについて定めた避難施設データベースを、各避難施設開設・運営担当対策部及び町田市指定職員と共有することで、円滑な避難施設の開設・運営を図ることができました。	
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ
	事業費	—	
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題	障がいのある人や、自主防災組織等の地域住民へ周知・情報共有する必要があります。		
2022年度の取り組み内容・スケジュール	町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル及び町田市避難施設感染症防止対策マニュアルの更新に加え、自主防災組織等の地域住民に対して、地域との接点である避難施設関係者連絡会を通じて情報の周知・共有を図ります。		

重点施策 17	障がい者差別を解消するための条例を制定します。	計画冊子 63ページ
事業名	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	条例制定に向けた 情報収集	条例の検討体制等 についての検討	条例検討・制定 ※2024年度施行

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	9月以降に他市における条例の検討体制や内容の情報収集を実施する予定です。
	12月末時点	東京都26市における状況を調査した結果、以下の情報が得られました。 ・東京都26市中、7市が条例を制定しています。 ・条例制定済みの7市のうち、既存の会議体（自立支援協議会等）で検討した市が3市、新設が4市でした。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	26市調査で集めた情報（条例の内容や構成、検討体制の委員構成等）をまとめ、国・都の情報や他市動向も注視しながら、今後の検討体制等についての検討に向けた準備に取り組みます。	

実績報告				
2021年度	取り組み 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都26市における障がい者差別解消条例の調査を行い、条例制定の有無、協議会等について情報収集を行いました。</li> <li>関係団体へ障がい者差別解消条例に望むこと、及び差別対応についての事例のヒアリング調査を2件実施しました。</li> </ul>		
	取り組んだ ことによる 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集の結果、東京都26市中、7市が条例を制定していることがわかりました。7市のうち、既存の会議体（自立支援協議会等）で検討した市が3市、新設が4市でした。</li> <li>関係団体へのヒアリング調査等の結果、差別の相談先がわからないとのご意見や、差別対応についての事例（車椅子でバスに乗る際に気付かれない、後回しにされるなど）を収集することができました。</li> </ul>		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△ のみ	
	事業費	—		
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題		2021年度に関係団体への調査は2件行いましたが、2022年度も様々な関係団体にヒアリング調査等を行い、条例制定に向けて多くのご意見や差別対応についての事例を集める必要があります。		
2022年度の取組み 内容・スケジュール		多くの関係団体へのヒアリング調査を実施します。 障がい者差別解消条例の骨子案を作成します。		

重点施策 18	障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。	計画冊子 66ページ
事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口 に手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
市役所の他部署の 窓口に160件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口に170件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口に180件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口に190件 手話通訳者を派遣

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	7月中旬時点において他部署窓口へ43件手話通訳者を派遣しています。月平均14件のため年度末の派遣件数は170件を超える見込みです。
	12月末時点	10月末時点において他部署窓口へ126件手話通訳者を派遣しています。月平均18件のため年度末の派遣件数は170件を超える見込みです。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール		障がい当事者様からのご依頼及び担当課からの依頼があれば今後も通訳者を派遣していきます。

実績報告			
2021年度	取り組み 内容	市役所の他部署窓口へ221件手話通訳者を派遣しました。	
	取り組んだ ことによる 成果	他部署窓口における聴覚障がいがある人の情報保障として年間221件の窓口での通訳を行うことで、聴覚障がいがある人の日常生活上の円滑なコミュニケーションの確保に努めました。	
	評価	◎	評価の理由 ※◎と△ のみ 目標値を50件程度上回りました。
	事業費	—	
2021年度の実績を ふまえた2022年度の 課題		他部署窓口への派遣件数が増加しているため、円滑な意思疎通支援の確保に努める必要があります。	
2022年度の取組み 内容・スケジュール		今後も、聴覚障がいがある人からのご依頼及び担当課からの依頼があれば通訳者を派遣していきます。 通訳者の派遣依頼の留意事項について、他部署への周知を行います。	

重点施策 19	市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。	計画冊子 69ページ
事業名	理解促進研修・啓発事業	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	障がいがある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動をおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
実施	実施	実施	実施

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	障がい者週間（12月3日から12月9日）にあわせて、障がい理解の普及啓発を目的としたコンテンツを公開する予定です。（庁内イベントスペースにてポスターを掲示、庁舎前に懸垂幕を設置、ホームページの掲載、中央図書館での展示等） イベント等の実施については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、現時点では未定です。
	12月末時点	○市ホームページにおいて、新しい生活様式における障がいのある方への配慮を紹介する記事を掲載しました。 ○9月に行われた防災フェアにて、災害時等障がい者支援バンダナを展示しました。 ○障害者週間に合わせ、以下の事業を実施しました。 ・障害者週間及びマイナンバーカードの普及啓発キャンペーンとして、市民課と連携してデザインした花の種袋に、ダリアの種を入れて市民センター等で配布。 ・市庁舎1階イベントスタジオにて、「みんな笑顔の展覧会」（障がいがある方の作品展示）、「人権パネル展」（都の障害者差別解消条例のパネル及び災害時等障がい者支援バンダナの設置）を実施。 ・市民センターや子どもセンター等で障がい理解に関するポスターを掲示。 ・中央図書館にて、障がいに関連する書籍を集めた特集コーナーを設置。 ・広報・ホームページ・懸垂幕にて障害者週間の周知。 ・職員向けポータルサイトにて、市職員の障がい理解を深めることを目的とした記事を掲載。
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール		・1月の防災フェアにて災害時等障がい者支援バンダナを展示する予定です。 ・コロナ禍で開催を見送っていた講習会や研修等について、開催に向けた検討を行います。

実績報告				
2021年度	取り組み内容	<p>○コロナ禍での「新しい生活様式」における障がいのある方の困りごとに関する理解啓発（市ホームページでの記事掲載及びポスターの掲示）</p> <p>○災害時等障がい者支援バンダナの普及啓発の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の防災フェアに併せた市庁舎イベントスタジオでの展示及び広報まちだへの掲載</li> <li>・2022年2月に町田市フォトサロンで開催された「写真展石巻」にて展示</li> <li>・民生児童委員協議会（障がい福祉部会研修）での紹介</li> </ul> <p>○障害者週間に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、広報まちだへの掲載及び懸垂幕の掲示</li> <li>・市民課と協働してダリアの種を配布（種袋に障害者週間及びマイナンバーカードのチラシを掲載）</li> <li>・市庁舎1階イベントスタジオでの「みんな笑顔の展覧会」の開催</li> <li>・中央図書館での特集コーナーの設置</li> <li>・町田市職員向けポータルサイトでの障がい福祉に関する記事の掲載</li> </ul>		
	取り組んだことによる成果	<p>障害者週間でのこれまでの取り組みに加えて、ダリアの種を合計600袋配布したことや、新しい生活様式における困りごとの理解啓発、ダリアの種の配布等の新しい取り組みを実施し、市民及び関係機関の障がい理解啓発に繋げました。</p>		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	59,400円（ダリアの種及び種袋購入費）		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題	<p>2020年度から理解啓発を目的とした講習会等の開催を検討していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できず、2021年度も開催には至りませんでした。コロナ禍での開催方法を検討する必要があります。</p>			
2022年度の取り組み内容・スケジュール	<p>障がい理解に関する啓発を目的とした講習会・イベント等を年2回開催する予定です。</p>			

重点施策 20	市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながるとりくみの実施に向け検討します。	計画冊子 69ページ
事業名	支援人材対策事業	
所管課	地域福祉部 障がい福祉課	
事業概要	支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながるとりくみについて、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討をおこないます。	

現状値	目標値		
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
—	方策と事業内容の 検討体制の準備	方策と事業内容の検討	方策の策定

中間報告		
2021年度 の取り組み 状況	7月時点	他市や東京都の障がい福祉分野の事例を情報収集済みです。今後は町田市の他分野の事例について情報収集を行う予定です。
	12月末時点	<p>情報収集を実施しました。</p> <p>&lt;町田市以外の人材育成の事例&gt;</p> <p>都内では、社会福祉協議会等への委託で人材育成のセンターを運営している区・市があり、初任者・技能・有資格者復帰・管理者等の研修支援、障がい福祉に関する情報支援、事業者連携支援、悩み相談などを実施しています。他県では、研修費補助を行う事例があります。</p> <p>東京都の制度では、職員の宿舍借上げ経費助成、福祉・介護資格取得職員の奨学金返済補助、社会保険労務士による処遇改善加算取得のための相談支援、専門職の派遣、資格取得のための経費助成、職員研修時の代替職員派遣、研修実施等があります。</p> <p>&lt;町田市の他分野における人材確保・育成の事例&gt;</p> <p>介護人材開発センターの事業費補助（センターでは、研修・講演会、就労支援、介護従事者の心の健康の保持、職業紹介等を実施）、保育士の宿舍借上費補助、保育資格取得の費用助成、保育業界の就職相談会の開催 等の事例があります。</p> <p>なお、一部の市内障がい福祉事業者の現状として「募集しても人が来ない」「新たな資格取得に抵抗のある求職者が多い」「勤務時間や働き方がマッチングしない」「求人広告掲載の費用が高い」などの声が聞かれています。</p>
2022年1月～3月の 取り組み内容・ スケジュール	市内事業所の現状をより多く把握するため、民間事業者が集まる場を活用し、人材不足や育成の課題について、具体的な状況を聞く機会を設けたいと考えています。	

実績報告				
2021年度	取り組み内容	東京都の人材対策事業、他市の事例、市内他分野（高齢・児童）の事例を収集しました。各事例ともに、分野別の補助制度等に基づく事業であったことから、障がい福祉分野としての事業の実現について研究を進めました。町田市社会福祉協議会と情報交換の場を設け、人材確保・育成事業について、近年の取り組み状況や課題を共有しました。人材確保事業として、町田市社会福祉協議会と「福祉のしごと相談・面接会」を共催しました。		
	取り組んだことによる成果	社会福祉協議会との情報共有において、特に研修の充実が望まれていることが分かりました。小規模の事業所でも研修を受けられる余裕があること、身近な場所で研修が受けられること等が求められています。		
	評価	○	評価の理由 ※◎と△のみ	
	事業費	—		
2021年度の実績をふまえた2022年度の課題		社会福祉協議会との意見交換の場を継続的に行うこととし、その他、関連機関からのノウハウの聞き取りや、事業所からの課題の吸上げが必要です。		
2022年度の取り組み内容・スケジュール		時期は未定ですが、関係機関・事業所との検討の場を設けます。町田市社会福祉協議会と「福祉のしごと相談・面接会」を共催します。		

計画の振返りに関する各委員会からの意見  
(町田市障がい者プラン21-26 重点施策における2021年度実績)

## 障がい者計画部会

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点事業実施要領を示していただきたい。</li> <li>・2022年度の事業所指定のタイムスケジュールが分かれば教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要領は、計画相談の事業所等に申請していただき、計画相談や緊急対応等いろいろな相談に乗ったときに加算を支給することができるようにするものです。要領を後日各委員へ共有しました。</li> <li>・はっきりしたスケジュールの方針は出していないので、今後検討していきます。</li> </ul>
2	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまは制度化されていないが、将来的には、施設入所者や精神科病院入院患者の地域移行についても支援できるようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のため回答なし</li> </ul>
3	P7	2 暮らすこと	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年1月～3月に会議体の検討をすることだったが進捗を教えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、重度の方を受け入れているグループホームへ個別にヒアリング実施し、その事業所を中心に意見交換の場を設ける予定です。意見交換の場で御意見を伺いながら、市としてどのようなことができるかを考えていきます。</li> </ul>
4	P7	2 暮らすこと	重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討(会議の実施)	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市に比べて町田市は身体障がい者を対象としたグループホームが少ない。その原因や背景を協議してほしい。</li> <li>・身体重度の人が利用できるグループホームを作りやすい支援をしてほしい。</li> <li>・サービスガイドブックのグループホーム欄に障がい区別が表記され、わかりやすくなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のため回答なし</li> </ul>
5	その他(関連)	2 暮らすこと		障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームの空き状況について障がい者支援センターへ確認しても分からないことが多く、自身でグループホームへ個別に確認しなければならず大変という意見を聞いたが本当か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームは、「ここが空いていますよ」「はい、では行きます」という話ではなく、その方がどういったところを御希望で、どういったところが合うのかといった話をじっくりと聞いた上で判断しています。また、空いている・空いていないだけで判断するのではなく、グループホームの実際の様子を知った上で選択していただくことも重要ですので、そういったことをふまえて相談をしていただきたいと思います。</li> </ul>
6	P9	3 日中活動・働くこと	既存の事業所の活用による、思い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の方や強度行動障がいの方たちの支援にはすごく大きな課題があると思っている。好事例を作成のスケジュールリングも出ているため、今後は好事例を広く周知して良い支援ができる情報を広めていければいいなと思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のため回答なし</li> </ul>
7	P9	3 日中活動・働くこと	既存の事業所の活用による、思い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例集だけではなく、課題の整理ももっと明確にしてほしい。人の問題やお金の問題は一番大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のため回答なし</li> </ul>
8	P9	3 日中活動・働くこと	既存の事業所の活用による、思い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動の場の確保について、好事例集を作るということにすごく期待している。ただ、作ることを目的にせず、日中活動の場が確保できたのかというところまでしっかり見ていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のため回答なし</li> </ul>

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
9	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・昨年度の町田市障がい者施策推進協議会での意見をいかしてどのようにまとめたのか示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労・生活支援センター等の利用者については、知的障がいと精神障がい各200人程度、他、対象者は少数ですが視覚、聴覚、肢体不自由等、難病、その他(てんかん)の方を対象にします。</li> <li>●就労面・生活面において、相談したくても相談できないことは何か</li> <li>●センター以外に困り事の相談先があるか</li> <li>●どこの地域で就職したいか</li> <li>●相談したが解決しなかったことはあるか</li> <li>●センターの満足度等を聞く内容になっています。</li> <li>・企業に対しては、市内に本社を置く90社程度を対象に、障がい者雇用の状況や取組み、雇用に関する課題をお聞きします。</li> <li>・調査票を後日各委員へ共有しました。</li> </ul>
10	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・テレワークの状況含め、業種だけでなく仕事実態が分かるような調査をしてほしい。	・企業に対してヒアリング調査を行う際の参考にさせていただきます。
11	P15	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課(2021年度 ひかり療育園)	・3障害(身体、知的、精神)の障がい福祉サービスの未申請者、未利用者の見込み数はどのくらいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度は知的障がい者を対象として調査や支援を実施します。そのあとに、身体障がい者を対象として実施します。また、介護保険対象者(40歳以上64歳以下の16疾病の方)、生活保護受給者、就労・生活支援センター等(りんく・Let's(レッツ)・らいむ)利用者、課税状況を調査して就労状況にあると判断した方は孤立障がいではないという判断のため対象外です。</li> <li>潜在的な数は約500名くらいいるのではないかと見込んでいます。</li> </ul>
12	P15	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課(2021年度 ひかり療育園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で障がいがある人同士の人とのつながりが弱くなっている。特に80代の親と50代の子供のようなところでは、コロナが怖いから外にも出られないと言っているうちに何となく鬱っぽくなってしまっている方を複数知ることになった。孤立障がいの方への相談支援というのは、いろいろなところと形式的にはつながりがあるけれども、そのつながりをうまく生かせない状況になってしまっている人たちを一旦全部抱えてあげるぐらいのやり方をしないと救ってあげられないのではないかと危惧している。特に若いときから人に頼らず頑張ってきた親が高齢化したときは、本当に孤立してしまっていると思うことがある。</li> <li>・この事業を担当する職員は何名か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者については検討段階のため、今後いろいろなところからご意見をいただいて参考にしていきたいと考えています。</li> <li>・障がい福祉課職員4名です。</li> </ul>
13	P15	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課(2021年度 ひかり療育園)	知的障がいを中心にしながら対象者を絞って500人ぐらいということだったが、この福祉サービスを利用していない人の実態というのは2019年度の実態調査で相当浮き彫りになって、大きな問題になっている。ぜひこの課題はしっかりやっていかねばならないと思っている。	
14	P16	5 家庭・家族を尊重すること	短期入所事業所の基盤整備	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響で休止していたショートステイは結構再開していると思うが、職員が確保できず、ショートステイを休止しているところがあると聞いた。それがどのくらいの規模なのか教えていただきたい。</li> <li>・ショートステイは、どれだけ求人を出しても職員やアルバイトの応募が全く来ない。人材派遣会社をお願いしても、派遣があったのは1社のみ。また、派遣も数回勤務しただけで、突然キャンセルされてしまった。時給・手当は高齢者施設に完全に負けている。入所施設のショートステイは運営できていると思うが、グループホーム併設型、単独型のショートステイは相当厳しいはず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3事業所ほど、職員不足により、平日のみの開所やほぼ稼働がない状態であると把握しています。</li> <li>他にも、</li> <li>●グループホームの入居を前提とした体験利用で使われており、ショートステイとしての利用実績がない</li> <li>●利用希望日が多数の利用者で重なってしまい、希望がない日は全く利用がなく、空いてしまっている</li> <li>●練習のためにショートステイを利用していた人が、ここ数年で増加した他のグループホームに入居した関係で、利用がなくなった等の事例もありました。</li> </ul>

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
15	P16	5 家庭・家族を尊重すること	短期入所事業所の基盤整備	障がい福祉課	<p>・「2021年度の実績をふまえた2022年度の課題」にて稼働率が高い事業所と低い事業所それぞれの独自の取り組みや原因の詳細を把握することが必要と記載されているため、その原因等の情報を明確にして、部会で共有や報告をしていただきたい。</p>	<p>・共有・報告にあたっては、各事業所にさらに詳しく聞いていくことが課題となります。参考に、昨年度、障がい者支援センターや子ども発達センターに、実際の相談状況について確認した内容を紹介します。知的障がいでは区分の高い方が多く利用していますが、柔軟に対応してくれて支援に安心感のある短期入所が望まれています。あまり利用がない方は「万が一の時に使う予定」とのことですが、比較的高齢世代の家庭では「できる限りは家で面倒を見よう」と考える方が多くいます。若い世代の家庭では積極的に使っている方も多いため、高齢世代の家庭の方が、緊急時に短期入所が埋まっていてなかなか使えず苦勞するという事例があります。また、短期入所を利用するために必要なものを準備することが大変で、あまり利用に至らない家庭もあるようでした。近年グループホームが増加し、練習という目的ではグループホームの体験利用を使う方もいると聞いているため、今のグループホームの現状とのすり合わせも今後必要かと思えます。</p>
16	その他(関連)	7 情報アクセシビリティのこと		市民センター	<p>・南市民センターに音声案内装置早めに設置していただいとでも良かった。未設置センターにも順次取付予定とのことで大変良いことと思う。</p>	<p>・意見のため回答なし</p>
17	P23	9 差別をなくすこと・権利を守ること	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	障がい福祉課	<p>・障がい者差別を解消するための条例の制定に向けた現状や今年度の具体的な進め方を説明してほしい。</p>	<p>・多くの関係団体へヒアリング調査を実施して障がい者差別解消条例の骨子を作成します。次回の町田市障がい者施策推進協議会にて今年度の検討体制等を提示して了承が得られれば、進めていく予定です。</p>
18	P23	9 差別をなくすこと・権利を守ること	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	障がい福祉課	<p>・差別か否かの線引きを議論するためにはたくさんの事例が必要になるので、意見や問題提起がしやすくて皆さんの声が上がると感じている。</p>	<p>・意見のため回答なし</p>
19	P23	9 差別をなくすこと・権利を守ること	障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	障がい福祉課	<p>・条例の内容は、意見・申し込み等、当事者が問題提起しやすいものにしてほしい。</p>	<p>・意見のため回答なし</p>
20	P25	11 理解・協働のこと	理解促進研修・啓発事業	障がい福祉課	<p>自分の障がい等について理解してもらうためには、相手の反応を怖がらず、自分のことや周りの人の思いを話して知ってもらうことの積み重ねが偏見をなくすことにつながると感じている。</p>	<p>・意見のため回答なし</p>
21	P25	11 理解・協働のこと	理解促進研修・啓発事業	障がい福祉課	<p>・2022年度に啓発を目的とした講習会・イベント等を年2回開催する予定とのことだが、具体的な内容や実施日時が決まっていたら教えてほしい。また、コロナ禍での開催方法を検討するとあるがどのような方法で開催する予定か。</p>	<p>・1回目を8月に実施予定です。内容についてはしっかりと決まっていなかったためまだお伝え出来ません。開催方法については、会場定員よりも間引いた人数で開催するなど検討中です。</p>
22	P25	11 理解・協働のこと	理解促進研修・啓発事業	障がい福祉課	<p>・災害時等障がい者支援バンドナは災害時にならないと使用しないため、何かのタイミングで市民へ啓発しないと本当に困ったときに理解されないと思う。なかなかうまく配れなかったり周知できなかったりする、といった話を関係機関から聞いたことがある。・バンドナはどのくらい配布できているのか。</p>	<p>・昨年度は様々な機会に他の部署と連携を取りながら紹介して広く周知しました。今年度についても引き続き周知に努めます。・2019年度に作成し配布を開始してから、現時点で4,000枚弱を配布しています。</p>
23	その他(関連)	その他	その他	障がい福祉課	<p>・今回の重点施策には、子ども発達支援センターの待機問題は盛り込まれていないのか。</p>	<p>・子ども発達支援センター業務については、子ども発達支援計画にて進捗管理することになっています。</p>

## 就労・生活支援部会

※No.4～7は、就労に関する実態調査について就労・生活支援部会で最終報告・調整を行った際の意見となります。

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	共通				・評価はどのような会合でなされるのか。	・所管課の自己評価です。
2	共通				・6か年計画を前期と後期で3か年ずつ評価していくが、この評価というのは経年で、例えばレーダーチャートみたいなもので、3か年を振り返りながら評価できるような仕組みでやっていく予定なのか。それとも単年度ずつ表現されていくような形なのか。	・単年度の評価で表します。今回は初年度のため単年度分ですが、事業・評価の一覧で、各年度の評価を3年分並べて積み上げていきます。
3	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・2021年度に関しては、調査項目等の検討のため評価は〇なのかなと思うが、障がい福祉課の評価が「〇ではなく◎です」という理由を補足していただきたい。	・当初の想定よりも多く検討の機会を設け、様々な機関の方から御意見をいただくことができた点、また、こちらも当初予定していなかった、ハローワークとの共同調査として企業調査を行うことになった点を評価し、◎としました。
4	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・センター利用者調査の調査票は、質問と選択肢のフォントを変えたほうが、知的障がいや視覚障がいの方にとって見やすくなる。	・ご意見のとおり修正しました。
5	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・センター利用者調査について、「りんく、レッツ、らいむの3センターをどのようにして知ったか」という設問が必要ではないか。どの媒体を使うと伝わるかのヒントになる。	・インターネットで調べた、市役所に聞いた等の利用経路は、各センターの月次報告で把握しています。そのため、今回の調査では取り入れていません。
6	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・センター利用者調査について、インターネット回答の重複防止のために調査票番号がふられるが、番号と個人情報との関係性はないことをきちんと明記すべき。「市のほうで、番号と名前を控えていたら、誰が回答したか分かってしまうのではないか」と思われることもある。	・ご意見のとおり修正しました。
7	P10	3 日中活動・働くこと	障がいがある人の就労に関する実態調査	障がい福祉課	・企業調査について、「障がい者雇用を行ってよかったことは何ですか」の設問の回答だが、特によかったことは1つではなく3つくらいあると思われるため、3つまで書けるようにしたほうが良い。	・ご意見のとおり修正しました。
8	P12	3 日中活動・働くこと	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	障がい福祉課	・会議の内容について詳細を説明してほしい。	・引継ぎシートについて 様々な支援機関が連携するに当たり、情報を引き継ぐ際に、共有する時期や内容が統一されていませんでした。そのため、2020年度に、就労移行支援等の事業所から就労・生活支援センター等へ情報を引き継ぐための共通のシートを作成しました。 ・会議の場で、就労・生活支援センターから事例の共有を行いました。参加事業所からは、さらに記載したい内容のほか、「シートは役立つと思う」「これからもっと使い込みたい」というような御意見が寄せられました。

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
9	P12	3 日中活動・働くこと	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	障がい福祉課	・会議の内容について詳細を説明してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムが整っていない等、働くには課題が多い人が、就労移行支援の利用を希望するケースが増加しています。就労移行支援に適さない人の場合は他の支援機関を紹介しますが、納得してもらうことの困り感が各事業所で共通していました。</li> <li>・計画相談の利用の必要性があげられましたが、現状では、市内の相談支援事業所数も限られており、全ての人が利用できるようになるには厳しい状況です。</li> <li>・就職直後の通勤同行、夜間・休日対応のサービス、家族のサポート等、制度では対応できないニーズ・困りごとがあります。</li> <li>・就労定着支援については、利用料が発生することによる利用意欲の低下や、利用期間満了後に就労・生活支援センターに引き継がれる体制が将来も維持できるのか等について意見がありました。</li> <li>・生活面に関しては、就労の有無に関わらず様々な課題があり、事例共有を行う場がほしいとの希望がありました。</li> </ul>
10	P12	3 日中活動・働くこと	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の事業所同士が顔を合わせて話し合う場があるというのは非常によいこと。昨年度、障害者職業センターの情報交換会にて、町田の取組として引継ぎシートや市内の事業所で交流会をやっている話をした。他市ではまだここまで進んでいないようなこともあったりするため、この取組はとても大事だと思うし、これからも継続していければと思う。</li> <li>・就労移行支援事業所に話を聞くと、どの事業所も熱心に利用者のことを考えていると感じられたため、より深い連携、絆を保てるように、継続を願っている。</li> </ul>	・意見のため回答なし
11	P12	3 日中活動・働くこと	障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所の職員からも、この連絡会ができてよかったという話を直接聞いた。</li> <li>・就労・生活支援センターの業務として行っている中でも、やはり制度でカバーできない困り事がたくさんあるのを感じている。就労移行支援事業所も同じように感じている課題が、実際に解決できる仕組みができるとう良い。</li> <li>・今後も連携する中で、就労移行支援事業所の職員の悩みなども共有しながら、就労定着支援事業から就労・生活支援センター等が引き継ぐことがあると思うので、そのあたりも一緒に、いい形で支援していけるように連携を深めていきたい。</li> </ul>	・意見のため回答なし

## 相談支援部会

NO	ページ	分野	事業名	所管課	意見の内容	意見に対する回答
1	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・要領が出来て、実際に地域生活支援拠点を指定するときに、相談支援部会の役割は何か。	・未定です。地域体制強化共同支援加算について、「協議会に対して文書により当該説明及び指導の内容を報告した場合…加算する」とあり、この場合の協議会の具体的な報告先として相談支援部会が想定されます。
2	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・拠点の事業を行う事業所は「手上げ方式」になるのか。	・形式的には申請方式ですが、呼びかけについては未定です。
3	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・「体験の場」は、民間の体験室も対象になるか。	・福祉サービスへの加算になるため、制度外のものは対象外です。
4	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・拠点の事業所登録に関して、説明会を行う予定はあるか。	・未定です。
5	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・事務的に大変であっても、きちんと「登録制」にした方がいい。	・事業者として市に申請し、市が決定する建付けになっています。
6	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・都への申請は、いつ、どういう段階で行われるのか。	・町田市が指定した事業所が、都知事に届け出ることが申請となります。
7	P4	2 暮らすこと	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障がい福祉課	・「未定」の部分が多いが、もう少し具体的な案が固まった段階で、事務局のみで決めてしまうのではなく、部会にも提示してほしい。	・相談支援部会の意見をうかがいながらすすめたいと考えます。
8	P7	2 暮らすこと	重い障がいのある人が利用できるグループホームのあり方の検討	障がい福祉課	・町田市としての計画的な人材育成が特に大きな課題だと考える。民間事業者に協力を求めて人材交流、事例検討、支援現場での助言・指導など様々な研修を計画するなど踏み込んだ取り組みが必要だと考える。	・意見のため回答なし
9	P9	3 日中活動・働くこと	既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	障がい福祉課	・町田市としての計画的な人材育成が特に大きな課題だと考える。民間事業者に協力を求めて人材交流、事例検討、支援現場での助言・指導など様々な研修を計画するなど踏み込んだ取り組みが必要だと考える。	・意見のため回答なし
10	P15	4 相談すること	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	障がい福祉課	・調査や個別ケースへの訪問支援を通して、孤立を深めている障がい者や家庭の把握、見守り体制づくり、相談窓口などの社会資源活用の動機づくり支援体制づくりにつなげていただきたい。検討中の緊急時予防・対応プランや個別避難計画の活用も視野に入れるとよいのではないかと考える。	・意見のため回答なし
11	P18	保健・医療のこと	医療機関に対する障害者差別解消法の周知	保健総務課	・合理的配慮などの協力を求める活動は引き続き必要。並行して、医療機関がどのようなことで受診受け入れを躊躇するのか、どのようにすれば受け入れ可能なのか、それに対して障がい福祉関係機関は何かができるのかなどを意見交換する学習会などの企画をするなど踏み込んだ取り組みが必要だと考える。	・意見のため回答なし ・所管課にも共有します。

## 障がい者差別解消条例制定に向けた検討体制について

### 1 「町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループ」について

町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）のメンバーは、障がい者施策推進協議会及び部会委員（10名程度を想定）から選出し、条例骨子を作成するにあたって検討を行う。

### 2 ワーキンググループの目的

2023年度中の条例制定を見据え、2022年度中に条例の骨子となる目的や基本理念、方向性の確認を行い、条例構成上の認識を共有することを目的とする。

### 3 ワーキンググループの目標

条例骨子を作成するワーキンググループを3回開催し、条例骨子を障がい者施策推進協議会で提示する。

### 4 2022年度スケジュール

	条例の目的・基本理念の整理	条例骨子の作成	※1 差別事例の現状と課題
第1回 7月予定	・概要・他市条例の確認 ・目指すべき方向性について検討事項の確認	・条例構成上の基本的ルールの確認 ・骨子の概要検討	・ヒアリング調査団体、調査項目の確認
第2回 10月予定	・目指すべき方向性について意見交換	・骨子のイメージ提示	・ヒアリング調査の途中報告
※2 第3回 1月予定	・目指すべき方向性について共有 ・次年度体制の検討	・骨子の提示	・ヒアリング調査の最終報告

※1 差別事例の現状と課題については、障がい者団体等に事例調査を行う。

※2 第3回検討委員会では、2023年度の条例制定部会（仮称）の委員構成や開催内容等についても検討する。

障がい者差別解消条例制定までのスケジュール(案)

2022年度

		2022年										2023年											
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月	2月		3月
各種会議	障がい者施策推進協議会					2022年度 第1回																	2022年度 第4回
						検討体制の確 認																	・骨子の確定 ・2023年度ス ケジュールの協 議
各種会議	ワーキングチーム						ワーキングチー ム 第1回																ワーキングチー ム 第3回
							骨子の検討																骨子の検討
市民、議会等																							
										関係団体等へのヒアリング調査													

2023年度

		2023年度										2024年												
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月	2月		3月	
各種会議	障がい者施策推進協議会					2023年度 第1回(仮)																	2023年度 第4回(仮)	
						・部会からの報 告 ・2023年度ス ケジュールの確認						条例案の報告							・パブリックコ メントの結果報告 ・最終条例の報 告				議会スケジュール の報告	
各種会議	条例制定部会(仮称)	条例制定部会 ※回数未定																						
		・条例の内容検討 ・パブリックコメントの条例案作成																						
市民、議会等												9月議会 【行政報告】 パブリックコ メントの実施 について							12月議会 【行政報告】 パブリックコ メントの結果 について					3月議会 条例上程

## 町田市障がい者地域生活支援拠点事業実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備及び事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (整備方法)

第2条 地域生活支援拠点は、次に掲げる機能を地域における複数の機関が分担して担う面的な体制とする。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受入れ及び対応
- (3) 体験の機会及び場の提供
- (4) 専門的人材の確保及び養成
- (5) 地域の体制づくり

## (事業の内容)

第3条 地域生活支援拠点で行う事業(以下「事業」という。)の内容は次のとおりとする。

## (1) 相談

障がい福祉課、地域障がい者支援センター、及び指定特定相談支援事業者等が連携し、緊急時に支援が見込めない障がい者を把握した上で、連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行うこと。

## (2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障がい者の状態変化等の際の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行うこと。

## (3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの機会・場を提供すること。

## (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行うこと。

## (5) 地域の体制づくり

地域障がい者支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うこと。

## (実施主体)

第4条 事業の実施主体は町田市(以下「市」という。)とする。

## (守秘義務)

第5条 事業に関わる者は、会議の内容その他事業の活動を通じ知り得た個人情報や、みだ

りに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所の登録等)

第6条 地域生活支援拠点の機能を担おうとする事業所は、次項後段各号に規定する事業者であることを証明する書面を添えて、町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録申請(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、前段の規定による登録は、次の各号のいずれかに該当する事業者でなければならない。

(1) 東京都から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)第36条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた事業者

(2) 東京都から法第38条第1項の指定障害者支援施設の指定を受けた施設の設置者

(3) 東京都から法第51条の19第1項の指定一般相談支援事業所の指定を受けた事業者

(4) 市から法第51条の20第1項の指定特定相談支援事業者の指定を受けた事業者

(5) 市から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を受けた事業者

3 前項前段の規定による登録の有効期限は、当該申請に係る事業における法第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法第24条の28第1項の規定により指定された事業者の有効期限とする。

4 市長は、第1項の規定による申請について、その内容を審査し、相当と認めないときは、町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録不承認通知(様式第3号)により通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により登録された事業者(以下「登録事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 当該登録に係る事業を廃止したとき。

(2) 登録事業者から辞退の申し出があったとき。

(3) 不正の手段により登録を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(変更等)

第7条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録変更届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は2022年4月1日から施行する。

年 月 日

〔宛先〕 町田市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者

印

町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録申請書

町田市障がい者地域生活支援拠点事業実施要領第 6 条第 1 項の規定により、地域生活支援拠点の機能を担う事業者として登録するため、下記のとおり申請します。

(ふりがな) 事業所の名称		
事業所番号		
事業の種類		
指定事業所の 有効期限		
事業所の所在地	〒	
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
生活支援拠点 として担う機能	① 相談 ② 体験の機会・場 ③ 地域の体制づくり ④ 緊急時の受入れ・対応 ⑤ 専門的人材の確保・要請	

様

町田市長 印

町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録承認通知書

年 月 日付で申請のあった町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録について、町田市障がい者地域生活支援拠点事業実施要領第6条2項の規定により、下記のとおり登録を承認したので通知します。

記

ふりがな	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
地域生活支援拠点として担う機能	
登録期間	年 月 日 から 年 月 日まで

様

町田市長 印

町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録不承認通知書

年 月 日付で申請のあった町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録について、町田市障がい者地域生活支援拠点事業実施要領第6条4項の規定により、下記のとおり登録を不承認としたので通知します。

記

ふりがな 事業所の名称	
事業所の所在地	〒
不承認の理由	

年 月 日

〔宛先〕 町田市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者

町田市障がい者地域生活支援拠点事業者登録変更届出書

町田市障がい者地域生活支援拠点事業実施要領第7条の規定により、下記のとおり登録内容が変更となったので届け出ます。

変更があった事項		変更の内容
1	申請者の名称	
2	事業所の所在地	
3	代表者の職、氏名、住所	
4	登録事業所の名称	
5	登録事業所の所在地、 連絡先	
6	その他	
変更年月日		年 月 日

(備考)

## 町田市障がい者就労・生活支援センター等に関する調査 ～調査へのご協力のお願い～

日頃から、町田市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、町田市では、障がいがある方のためのさまざまなとりくみをおこなっています。このたび、障がいがある方の就労・生活支援について、ご意見をおききするための調査をおこなうことといたしました。調査の結果は、今後の就労・生活支援のとりくみのための資料として活用させていただきますので、みなさまの率直なご意見やお考えをおきかせください。

みなさまが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、ぜひご協力をお願いいたします。

2022年6月

町田市

### よくあるご質問

#### ●これは何の調査ですか？

→就労・生活支援センター等（りんく、レッツ、らいむ）を利用されている方に、ご意見をうかがう調査です。就労や生活について、足りない支援や、センターに必要とされている支援についておききします。

#### ●なぜ自分のところに送られたのですか？

→2022年4月1日時点で町田市障がい者就労・生活支援センターりんく、レッツに登録されている方のうち、405名の方へ送付させていただきました。

#### ●この調査に回答するとどうなるのですか？

→みなさまからいただいた回答内容は、町田市における今後のとりくみに活用させていただきます。

#### ●個人情報を守られますか？

→この調査では、お名前の記入は必要ありません。また、調査票1ページの「調査票番号」も、だれが何番かわからないようになっています。そのため、だれが回答したかわかることはありません。

#### ●インターネットでも回答できますか？

→回答いただけます。くわしくは、裏面をご覧ください。

# インターネットでの回答について

インターネットで回答する場合は、下記のサイトにアクセスし、画面の指示に従って回答してください。

- ① 調査の URL にアクセス (右のQRコードからも可能です → )

調査の URL :

<https://forms.gle/SD2vyNFSFVK29CGF7>

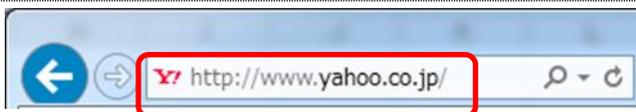


- インターネット接続環境のパソコン、タブレット、スマートフォンから、上の調査の URL にアクセスしてください。

※調査の URL は、アドレスバーに直接入力してください。

必ず https から入力してください。

- https の「s」を忘れずに入力してください。
- 検索ではなくアドレスを直接入力してください。



(上のアドレスバーに直接入力してください。)

キーワードを入力してサイトを探索「検索バー」ではありません)

## ② 回答を開始

- 質問が表示されますので、画面に従ってご回答ください。
- 最初に、調査票の表紙に記載されている「調査票番号」を入力してください。
- 「その他」を選んだ場合や、自由に記述する設問は、枠の中に文字を入力してください。

### よくあるご質問

Q1. 回答をまちがえたのですが、どのようにすれば良いですか。

A1. 画面下の「戻る」ボタンをクリックすると、前の設問に戻り、回答をなおすことができます。

Q2. 途中で回答を中断したい場合、どのようにすれば良いですか。

A2. 途中で回答を中断しても、回答期間中であれば、回答することができます。

お使いのパソコン、タブレット、スマートフォンによって、途中から回答できる場合と、もう一度最初からの回答になる場合があります。

【回答締め切り】 2022年7月22日(金曜日) までにご回答ください。

# 町田市障がい者就労・生活支援センター等に関する調査

## <ご回答にあたってのお願い>

### ●回答のしかた

宛名に書かれているご本人が回答してください。内容がわからない場合やご回答が難しい場合は、ご家族や支援されている方のご協力をいただきますようお願いいたします。

この調査票に直接ご記入いただくか、インターネットでご回答ください。どちらか一つで回答してください。

### ●インターネットで回答する場合

回答のウェブサイトについては別紙をご覧ください。QRコードを読み取っていただくと便利です。

回答いただくときは、右に記載されている「調査票番号」を入力してください。

調査票番号

### ●回答期限

2022年7月22日(金曜日)まで

↑この番号は、だれが何番かわからないようになっています。

### ●回答がおわったら(調査票にご記入いただいた場合)

一緒に入っている返信用封筒に、記入がおわった調査票を入れて郵便ポストへ出してください。

お名前の記入や切手は必要ありません。

封筒には、調査票以外のものを入れないでください。

### ●視覚障がいのある方へ

申し訳ございませんが、点字や録音に対応した調査票をご用意しておりません。

ご回答いただくときは、支援されている方のご協力をいただきますようお願いいたします。

また、ご回答が難しい場合は、下に書かれている問合せ先にご連絡ください。

### ●回答に困ったら

わからないもの、答えたくないものは無理に答えなくてもかまいません。

【調査に関する問合せ先】

町田市 地域福祉部 障がい福祉課 総務係 調査担当

電話：042-724-2147 FAX：050-3101-1653

メール：mcity5620@city.machida.tokyo.jp

**あなたのことや、利用しているセンターについてお答えください。**

**問1 あなたの障がいの内容を、おしえてください。(あてはまるものすべてに○)**

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 1. 視覚障がい                    | 7. 発達障がい      |
| 2. 聴覚・平衡機能障がい               | 8. 高次脳機能障がい   |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい          | 9. 精神障がい・精神疾患 |
| 4. 肢体不自由・体幹機能障がい            | 10. 難病        |
| 5. 内部障がい(心臓・呼吸器・肝臓・腎臓・直腸など) | 11. その他       |
| 6. 知的障がい                    | ( )           |

**問2 あなたが利用しているセンターを、おしえてください。(あてはまるものすべてに○)**

- りんく(町田市障がい者就労・生活支援センター)
- Let's(レッツ)(町田市障がい者就労・生活支援センター)
- らいむ(就労支援センター)

**問3 りんく・レッツ・らいむを利用したきっかけは、なんでしたか？**

(あてはまるものすべてに○)

- |                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>就職活動・転職活動に不安がある</li> <li>仕事の悩みを相談したい</li> <li>生活の悩みを相談したい</li> <li>たくさん支援をしてほしい</li> <li>まわりの人※から、利用するように言われた</li> <li>就労移行支援事業所や就労定着支援事業所※の利用がおわった</li> <li>会社の応募の条件になっていた</li> <li>その他( )</li> </ol> | <p>※家族、会社、学校、ハローワーク、市役所、障がい者支援センター、昼間に通っているところ、病院 などの人のことです。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|

※就労移行支援事業所や就労定着支援事業所とは？

ひあたり野津田、ソラル(つるかわ学園職業準備支援センター)、コシルポート、ディーキャリア、ハンドシェイク、ルミノーズ、ウェルビー、ワン・ブリッジ町田、原町田スクエア、風、ジョブサ、マナビー、リタリコワークス、ミラトレ、カイエン などの施設の事です。

**問4 りんく・レッツ・らいむは、どのくらい利用していますか？**

いちばん最近の利用の回数を おしえてください。(あてはまるもの1つに○)

- |            |                |                      |
|------------|----------------|----------------------|
| 1. 月に2回以上  | 3. 2~3ヶ月に1回くらい | 5. 年に1回くらい           |
| 2. 月に1回くらい | 4. 半年に1回くらい    | 6. 1年以内には利用して<br>いない |

**問5** りんく・レッツ・らいむを利用している回数について、どう思いますか？

(あてはまるもの1つに○)

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1. ちょうどよい        | 3. 多い、いまより減らしたい |
| 2. 少ない、いまより増やしたい | 4. わからない        |

**問6** 就労移行支援事業所や就労定着支援事業所※を利用していますか？

または、利用したことがありますか？ (あてはまるもの1つに○)

- |       |        |                 |
|-------|--------|-----------------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない・覚えていない |
|-------|--------|-----------------|

※就労移行支援事業所や就労定着支援事業所とは？

ひあたり野津田、ソラール(つるかわ学園職業準備支援センター)、ココルポート、  
ディーキャリア、ハンドシェイク、ルミノーズ、ウェルビー、ワン・ブリッジ町田、原町田スクエア、  
風、ジョブサ、マナビー、リタリコワークス、ミラトレ、カイエン などの施設のことで

▶ 【問6で「2. いいえ」と回答した方に、おききます。】

**問6-1** 利用していない・利用しなかった理由はなんですか？

(あてはまるものすべてに○)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1. 就労移行支援や就労定着支援の施設があることを知らなかったから   |
| 2. 学校や会社から、りんく・レッツ・らいむをつかうように言われたから |
| 3. つかえないと言われたから                     |
| 4. 支援に期限があるから                       |
| 5. お金がかかるのが嫌だから                     |
| 6. 施設に通うのが嫌だから                      |
| 7. すぐに就職したかったから                     |
| 8. その他( )                           |

**現在、就職している方のみお答えください。【就職していない方は、問11へすすんでください】**

**問7** 現在の就職の状況について、おしえてください。(あてはまるものすべてに○)

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1. 正社員       | 4. チャレンジ雇用 |
| 2. 契約・派遣社員   | 5. 自営業     |
| 3. パート・アルバイト |            |

問8 現在の仕事の内容を、おしえてください。(あてはまるものすべてに○)

- |        |          |             |         |
|--------|----------|-------------|---------|
| 1. 事務  | 4. 物流・倉庫 | 7. 製造       | 10. その他 |
| 2. 軽作業 | 5. 調理    | 8. 技術       | ( )     |
| 3. 清掃  | 6. 販売    | 9. 保育・介護・福祉 |         |

問9 仕事の中で、りんく・レッツ・らいむに相談したくても、相談できない(相談できなかった)ことはありますか？(あてはまるものすべてに○)

1. 体調(休みや遅刻、早退がふえた、仕事に行けないなど)
2. 仕事の内容(難しい、自分に合わない、もっとレベルが高い仕事をしたいなど)
3. 仕事の量(多い、きつい、減った、少ないなど)
4. 職場の環境(働く時間や曜日が自分に合わない、通勤がづらい、休みがとりづらい、相談がづらいなど)
5. 職場の人との関係(苦手な人、いじめなど)
6. 障がいや病気への理解や配慮
7. 退職、転職(会社をやめたい、ちがう会社に就職したいなど)
8. 自分の将来(いまの職場でステップアップしたい、給料を上げたいなど)
9. その他( )
10. 相談したいことは特にない

**問10** 仕事で困っていることについて、りんく・レッツ・らいむの他に、相談できる人や支援機関はありますか？（あてはまるものすべてに○）

1. 家族
2. 友だちや知り合いの人
3. 職場の人やジョブコーチ
4. 卒業した学校の先生
5. 前に、昼間に通っていたところ※
6. 障害者就業・生活支援センターTALANT(タラント)
7. ハローワーク
8. 労働基準監督署
9. 職業訓練機関※
10. 町田市の障がい者支援センター※
11. ホームヘルパーやグループホームの職員
12. 病院
13. その他( )
14. いない・相談先がわからない

※ 就労継続支援、就労移行支援、自立訓練などの施設があります。

※ 障害者職業能力開発校、職業リハビリテーションセンター、障害者職業センター、東京しごと財団...などの機関があります。

※ 障がいについての相談や手続きができる支援機関です。  
堺・忠生・鶴川・町田・南の5つの地域にセンターがあります。

**現在、就職していない方のみお答えください。【就職している方は、問14へすすんでください】**

**問11** 就職のことで、りんく・レッツ・らいむに相談したくても、相談できない（相談できなかった）ことはありますか？（あてはまるものすべてに○）

1. 就職への意欲(まわりの人から「働け」と言われたが、気がすすまないなど)
2. 就職への不安(就職が決まらない、働くために必要な力があるか自信がない、まわりの人から「就職はまだ早い」と言われたなど)
3. 仕事さがし(自分に合う仕事が見つからない、働ける会社が少ない、ハローワークと一緒に行ってほしいなど)
4. 就職活動(応募の手続き、履歴書や職務経歴書、試験や面接、職場実習など)
5. 職場の環境(働く時間・曜日や通勤など)
6. 職場の人との関係(上司や同僚とうまくいか不安など)
7. 障がいや病気への理解や配慮
8. その他( )
9. 相談したいことは特になし

**問12** 就職で困っていることについて、りんく・レッツ・らいむの他に、相談できる人や

支援機関はありますか？（あてはまるものすべてに○）

1. 家族
2. 友だちや知り合いの人
3. いま通っている学校の先生や、卒業した学校の先生
4. 昼間に通っているところ※
5. 障害者就業・生活支援センターTALANT(タラント)
6. ハローワーク
7. 職業訓練機関※
8. 町田市の障がい者支援センター※
9. ホームヘルパーやグループホームの職員
10. 病院
11. その他( )
12. いない・相談先がわからない

※ 就労継続支援、就労移行支援、自立訓練などの施設があります。

※ 障害者職業能力開発校、職業リハビリテーションセンター、障害者職業センター、東京しごと財団・・・などの機関があります。

※ 障がいについての相談や手続きができる支援機関です。  
堺・忠生・鶴川・町田・南の5つの地域にセンターがあります。

**問13** どの地域に就職したいですか？（いちばんあてはまるもの1つに○）

- |         |        |           |           |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 1. 町田市内 | 3. 横浜市 | 5. 八王子市   | 7. その他( ) |
| 2. 相模原市 | 4. 川崎市 | 6. 東京23区内 | 8. どこでもよい |

せいかつ  
生活のことについてお答えください。

問14 生活のことで、りんく・レッツ・らいむに相談したくても、相談できない  
(相談できなかつた) ことはありますか？ (あてはまるものすべてに○)

1. 体調(健康のこと、精神的なこと、病院や薬のことなど)
2. お金(管理できない、給料が少なくて生活がきびしい、お金のトラブルなど)
3. 生活リズム(起きる時間や寝る時間、食事など)
4. 暮らすことに必要な情報や手続き  
(年金、健康保険、銀行、契約や、新型コロナウイルス、災害のことなど)
5. 住居(住んでいる家でのトラブル、引越、料理・洗濯・掃除といった家事など)
6. 仕事以外の時間のつかいかた(趣味、休みの日の過ごし方など)
7. 家族との関係
8. 知り合いの人・友だち・恋人との関係
9. 自分の将来(結婚・出産、自分の夢など)
10. 自分の性(LGBTなど)
11. その他( )
12. 相談したいことは特にない

問15 生活で困っていることについて、りんく・レッツ・らいむの他に、相談できる人や支援  
機関はありますか？ (あてはまるものすべてに○)

1. 家族
2. 友だちや知り合いの人
3. 職場の人やジョブコーチ
4. いま通っている学校の先生や、卒業した学校の先生
5. 昼間に通っている、または前に通っていたところ※
6. 障害者就業・生活支援センターTALANT(タラント)
7. ハローワーク
8. 職業訓練機関※
9. 町田市の障がい者支援センター※
10. ホームヘルパーやグループホームの職員
11. 病院
12. その他( )
13. いない・相談先がわからない

※ 就労継続支援、就労  
移行支援、自立訓練  
などの施設があります。

※ 障害者職業能力開発校、  
職業リハビリテーションセンター  
障害者職業センター  
東京しごと財団  
…などの機関があります。

※ 障がいについての相談や手続きができる支援機関です。  
堺・忠生・鶴川・町田・南の5つの地域にセンターがあります。

センターへのご意見をお聞かせください。

問16 りんく・レッツ・らいむの対応や支援について、満足していますか？

(あてはまるもの1つに○)

1. 満足      2. どちらかという満足      3. どちらかという不満      4. 不満

問17 りんく・レッツ・らいむや、仕事についてのご意見を、ご自由に記入してください。

例えば・・・●りんく・レッツ・らいむを利用して、よかったと思うこと

(生活の環境を含めてサポートしてくれる、悩んだときに一緒に考えてくれる など)

●りんく・レッツ・らいむに相談しても、解決しなかったこと

●りんく・レッツ・らいむに「もっとこうしてほしい」と思うこと

(困ったときにすぐに対応してほしい、もっと相談を聞いてほしい、駅から近い場所がいい、土曜日や夕方に相談できる時間をふやしてほしい、センターの職員をふやしてほしい など)

●仕事をしていて、いちばんよかったと思うこと      など

調査はこれでおわりです。ご回答いただきまして、ありがとうございました。

返信用の封筒に入れ、**2022年7月22日(金曜日)までに**

郵便ポストにだしてください。

# 障がい者雇用に関する実態調査 調査項目

参考資料3

No	設問	選択肢
1	会社名を教えてください。	自由記述(必須)
2	回答者の方のお名前を教えてください。	自由記述(必須)
3	回答者の方の部署の系統を教えてください。 (あてはまるもの1つ)	1.人事管理 2.現場担当 3.代表者 4.その他( )
4	従業員数の規模について教えてください。 (あてはまるもの1つ)	1.100人以下 2.101~299人 3.300~499人 4.500~999人 5.1,000人以上
5	業種を教えてください。 (あてはまるもの全て)	1.建設業 2.製造業 3.電気・ガス業 4.情報通信業 5.運輸業 6.卸売・小売業 7.金融・保険業 8.不動産業 9.飲食店・宿泊業 10.医療・福祉 11.教育・学習支援 12.その他( )
6	<b>【障がい者雇用の有無について】</b> 障がい者雇用の有無について教えてください。 (あてはまるもの1つ)	1.現在障がい者雇用をしている 2.現在は障がい者雇用をしていないが過去にしたことがある 3.障がい者雇用をしたことがない
6-1	(問6で「現在雇用している」と回答した企業の方へ) 法定雇用率の達成状況を教えてください。現在の法定雇用率は、民間企業が2.3%、地方公共団体が2.6%です。 (あてはまるもの1つ)	1.達成している 2.達成していない
6-2	(問6で「過去に雇用したことがある」または問6-1で「達成していない」を回答した企業の方へ) 障がい者雇用をやめた理由、または法定雇用率を達成していない理由は何ですか。 (あてはまるもの全て)	1.離職者が多かった 2.今以上の業務の創出・選定が困難 3.今以上の環境整備が困難 4.内部の理解が得られない 5.現時点で人が足りている 6.新たに雇用する予算がない 7.指導員や支援する従業員を配置できない 8.手話通訳者等を配置できない 9.通勤のサポートができない 10.以前雇用していたが上手くいかなかった 11.募集しているが応募がない 12.応募はあるが採用水準に合わない 13.応募はあるが雇用条件に合わない 14.内定の辞退があった 15.その他( )
6-3	(問6-2で「以前雇用していたが上手くいかなかった」と回答した企業の方へ) その理由は何ですか。	自由記述
7	<b>【障がい者雇用をしている・または過去にしたことがある企業の方へ(雇用をしたことがない企業は、問6回答後に問16へ移動)】</b> 障がい者雇用を始めた主な経緯・きっかけを教えてください。 (あてはまるもの全て)	1.ハローワークからの働きかけ 2.医療機関からの働きかけ 3.就労・生活支援センター等からの働きかけ 4.知り合いからの働きかけ 5.特別支援学校からの働きかけ 6.代表者または従業員が障がい者雇用に意欲的なため 7.法定雇用率を満たすため 8.納付金を避けるため 9.企業の社会的責任・社会貢献を果たすため 10.事業拡大や人手不足のため 11.求人募集やホームページなどから直接応募があった 12.雇った従業員が障がい者に該当する人だった 13.既存の従業員が障がい者になった 14.その他( )
8	過去3年間で障がい者雇用をしましたか。 (あてはまるもの1つ)	1.した 2.していない
8-1	(問8で「雇用了」と回答した企業のみ) 過去3年間で雇用了ことのある従業員の障がい種別を教えてください。(あてはまるもの全て)	1.身体障がい 2.知的障がい 3.精神障がい 4.その他( )
8-2	(問8で「雇用了」と回答した企業のみ) 過去3年間で雇用了障がいがある従業員について、雇用形態ごとの人数を教えてください。(あてはまるもの全て)	1.正社員1~3人 2.正社員4~10人 3.正社員11人以上 4.非正規社員(アルバイト含む)1~3人 5.非正規社員(アルバイト含む)4~10人 6.非正規社員(アルバイト含む)11人以上
8-3	(問8で「雇用了」と回答した企業のみ) 過去3年間で雇用了障がいがある従業員の業務内容を教えてください。(あてはまるもの全て)	1.事務 2.軽作業 3.清掃 4.物流・倉庫 5.調理 6.販売 7.製造 8.技術 9.保育・介護・福祉 10.その他( )
9	過去3年間で退職した障がい者の方はいますか。 (あてはまるもの1つ)	1.いる 2.いない
9-1	(問9で「いる」と回答した企業のみ) 過去3年間で退職した障がい者従業員の障がい種別を教えてください。(あてはまるもの全て)	1.身体障がい 2.知的障がい 3.精神障がい 4.その他( )
9-2	(問9で「いる」と回答した企業のみ) 過去3年間で退職した障がいがある従業員について、雇用形態ごとの人数を教えてください。(あてはまるもの全て)	1.正社員1~3人 2.正社員4~10人 3.正社員11人以上 4.非正規社員(アルバイト含む)1~3人 5.非正規社員(アルバイト含む)4~10人 6.非正規社員(アルバイト含む)11人以上
9-3	(問9で「いる」と回答した企業のみ) 過去3年間で退職した障がいがある従業員について、業務内容を教えてください。(あてはまるもの全て)	1.事務 2.軽作業 3.清掃 4.物流・倉庫 5.調理 6.販売 7.製造 8.技術 9.保育・介護・福祉 10.その他( )
10	障がいがある従業員の雇用管理上、職場内で配慮していることはありますか。(あてはまるもの1つ)	1.ある 2.ない
10-1	<b>【職場内で配慮していること】</b> (問10で「ある」と回答した企業のみ) 配慮していることは何ですか。 (あてはまるもの全て)	1.勤務時間の配慮 2.休暇取得のしやすさなど休養の配慮 3.業務量の配慮 4.配置についての配慮 5.作業環境・施設・設備・機器の改善 6.工程の単純化など職務内容への配慮 7.作業指示の明確化 8.在宅勤務の対応 9.コミュニケーションツールの導入 10.面談による振り返り・相談対応 11.通院・服薬管理など医療上の配慮 12.業務遂行を援助する従業員の配置 13.企業内ジョブコーチの配置 14.企業全体に対する障がい理解の研修・啓発 15.障がいがある従業員への研修制度の配慮 16.職業生活に関する相談対応や相談員の配置 17.産業医など健康管理の相談支援体制の確保 18.採用時に就労・生活支援センターへの登録勧奨 19.外部の支援機関や関係者との連携体制の構築 20.通勤方法の配慮 21.その他( )

No	設問	選択肢
10-2	(問10で「ある」と回答した企業のみ) 配慮していることの中で、特に工夫していることは何ですか。	自由記述
10-3	<b>【職場内で配慮できない理由(問10で「ない」と回答した企業のみ)】</b> その理由は何ですか。(あてはまるもの全て)	1.配慮の申出を受けていない 2.特別に配慮しなくても支障はない 3.配慮するための予算や仕組みがない 4.配慮の方法が分からない 5.その他( )
11	障がい者雇用を行うにあたり、採用前の課題は何ですか。 (あてはまるもの全て)	1.業務の創出・選定 2.従業員の配置 3.企業・職場内部の障がい理解 4.制度設計や募集方法等の採用のノウハウ 5.サポートのノウハウ 6.関係機関との連携・相談体制 7.手話通訳者等の配置 8.指導員・支援員の配置 9.職場環境の整備 10.通勤のサポート 11.人件費等の資金面の課題 12.その他( )
12	障がい者雇用を行うにあたり、採用後の定着や、経験年数の長い従業員についての課題は何ですか。(あてはまるもの全て)	1.体調管理 2.人間関係 3.業務分担・仕事の創出 4.職場の環境整備(在宅勤務含む) 5.人事評価・昇給 6.業務能力の適性のマッチング 7.モチベーション、やりがい 8.本人が休職した際の対応 9.生活上のこと 10.関係機関との連携・相談体制 11.正社員への登用 12.その他( )
13	障がいがある従業員の職場定着のための支援について、協力を得ている・または得たことがある外部の支援機関や関係者はいますか。(あてはまるもの1つ)	1.いる 2.いない
13-1	(問13で「いる」と回答した企業) それは、どこの支援機関や関係者ですか。 (あてはまるもの全て)	1.ハローワーク 2.町田市の就労・生活支援センター等(りんく・レッツ・らいむ) 3.市外の就労支援センターや訓練機関※ 4.他の企業 5.医療機関 6.町田市障がい者支援センター 7.就労移行支援・就労定着支援事業所 8.就労継続支援A型・B型事業所 9.特別支援学校 10.家族 11.その他( ) ※障がい者就業・生活支援センターTALANT(タラント)・障がい者職業能力開発校・職業リハビリテーションセンター・障がい者職業センター・東京しごと財団 など
13-2	(問13で「いる」と回答した企業) どのような協力を得ていますか。または得たことがありますか。	自由記述
14	使ったことのある助成制度を選んでください。 (あてはまるもの全て)	1.特定求職者雇用開発助成金(ハローワーク) 2.トライアル雇用助成金(ハローワーク) 3.キャリアアップ助成金(ハローワーク) 4.障害者作業施設設置等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 5.障害者福祉施設設置等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 6.障害者介助等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 7.職場適応援助者助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 8.重度障害者等通勤対策助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 9.重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 10.東京都中小企業障害者雇用支援助成金(都) 11.東京都障害者安定雇用奨励金(都) 12.東京しごと財団職場体験実習助成金(東京しごと財団) 13.その他( ) 14.どの制度も使っていない
15	障がい者雇用を行って、特によかったことは何ですか。3つまでご記入ください。	自由記述
16	<b>【障がい者雇用をしたことがない企業の方へ(雇用経験のある企業は、問15回答後に問20へ移動)】</b> 雇用しない(雇用できない)理由を教えてください。 (あてはまるもの全て)	1.できる仕事がない 2.職場環境を整備できない 3.内部の理解が得られない 4.障がいに関する知識がない 5.障がいがある人をどう雇用すればよいか分からない 6.関係機関との連携・相談方法が分からない 7.現時点で人が足りている 8.新たに雇用する予算がない 9.指導員や支援する従業員を配置できない 10.手話通訳者等を配置できない 11.通勤のサポートができない 12.募集しているが応募がない 13.応募はあるが採用水準に合わない 14.応募はあるが雇用条件に合わない 15.内定の辞退があった 16.その他( )
17	(障がい者雇用をしたことがない企業のみ) 知っている支援機関を選んでください。 (あてはまるもの全て)	1.町田市の障がい者就労・生活支援センター等※1 2.市外の就労支援センターや訓練機関※2 3.町田市障がい者支援センター※3 4.就労移行支援※4や就労定着支援事業所※5 5.東京都立町田の丘学園(特別支援学校) 6.その他( ) 7.どの支援機関も知らない ※1 就職活動のアドバイスや就職後のサポートを受けられる支援機関です。町田市では、主に身体・知的障がい者を対象とした「りんく」・主に精神・発達障がい者を対象とした「レッツ」・障がい種別を問わない「らいむ」があります。 ※2 障害者就業・生活支援センターTALANT(タラント)・障害者職業能力開発校・職業リハビリテーションセンター・障害者職業センター・東京しごと財団 など ※3 障がいに関する相談や手続きができる支援機関です。堺・忠生・鶴川・町田・南の5地域にセンターがあります。 ※4 一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な訓練を行う障害福祉サービスです。就職後も一定期間アフターケアを行います。 ※5 一般企業等へ就労した人に対し、働き続けるために必要な指導、助言、連絡調整を行う障害福祉サービスです。就労移行支援と合わせて実施している事業所が多くあります。
18	(障がい者雇用をしたことがない企業のみ) 知っている助成制度を選んでください。 (あてはまるもの全て)	1.特定求職者雇用開発助成金(ハローワーク) 2.トライアル雇用助成金(ハローワーク) 3.キャリアアップ助成金(ハローワーク) 4.障害者作業施設設置等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 5.障害者福祉施設設置等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 6.障害者介助等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 7.職場適応援助者助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 8.重度障害者等通勤対策助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 9.重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(高齢・障害・求職者雇用支援機構) 10.東京都中小企業障害者雇用支援助成金(都) 11.東京都障害者安定雇用奨励金(都) 12.東京しごと財団職場体験実習助成金(東京しごと財団) 13.その他( ) 14.どの制度も知らない
19	(障がい者雇用をしたことがない企業のみ) 障がい者雇用を行うにあたって考えられる課題は何ですか。 (あてはまるもの全て)	1.業務の創出・選定 2.従業員の配置 3.企業・職場内部の障がい理解 4.制度設計や募集方法等の採用のノウハウ 5.サポートのノウハウ 6.関係機関との連携・相談体制 7.手話通訳者等の配置 8.指導員・支援員の配置 9.職場環境の整備 10.通勤のサポート 11.人件費等の資金面の課題 12.その他( )
20	<b>【全ての企業の方へ】</b> 障がいがある人やその関係機関からの企業見学や職場実習を受け入れたことはありますか。 (あてはまるもの1つ)	1.受け入れたことがあり、今後も継続する 2.受け入れたことがあるが、今後の実施予定はない 3.受け入れたことはないが、依頼があれば受けても良い 4.受け入れたことはなく、対応が難しい
21	障がい者雇用における今後の採用方針をお聞かせください。 (あてはまるもの1つ)	1.雇用を拡大する 2.現在雇用している状態を維持 3.雇用を縮小する 4.今は雇用していないが、条件が整えば雇用したい 5.雇用する予定はない
22	短時間雇用(週20時間未満)の状況やお考えについてお聞かせください。 (あてはまるもの1つ)	1.現在、障がいがある従業員の短時間雇用を行っている 2.障がい者雇用は行っているが、短時間雇用ではない 3.現在障がい者雇用は行っていないが、短時間であれば雇用できる可能性がある 4.現在障がい者雇用は行っておらず、短時間でも難しい ※週20時間未満の労働者は雇用率に算定できませんが、短時間で働くことができる人の雇用機会の確保につながります。条件によっては、給付金の対象となる場合があります。
23	障がいがある人の就労については、ハローワーク、市の支援機関、学校、福祉サービス事業所等、様々な機関が連携しながら支援し、企業からの相談にも対応していることを知っていますか。 (あてはまるもの1つ)	1.知っている 2.知らない

No	設問	選択肢
24	障がい者雇用に関するご意見をご記入ください。 町田市障がい者就労・生活支援センター等や、ハローワーク 町田へのご意見・期待すること等がありましたら、あわせてご 記入ください。	自由記述

## 町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループ メンバー名簿

No.	所属	役職	氏名
1	学校法人 東洋英和女学院大学	名誉教授	石渡 和実
2	学校法人 桜美林学園	健康福祉学群 准教授	谷内 孝行
3	まちされん	会長	小野 浩
4	町田ヒューマンネットワーク まちだ在宅障がい者 チェーンの会	理事長	堤 愛子
5	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	相談支援課 課長	仲泊 昌仁
6	町田市障がい者 就労・生活支援センター Let's	生活支援コーディネーター	青山 信幸
7	町田市障がい児・者「親の会」連絡会	会長	土田 由紀子
8	町田市民生委員児童委員協議会	代表会長	町野 眞里子
9	社会福祉法人コメット	原町田スクエア管理者	生田 直子
10	宮島法律事務所	弁護士	宮島 美彩